

平成21年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成21年3月12日（木曜日）

議 事 日 程（第5号）

- 第 1 議案第13号 四万十町行政評価条例について
- 第 2 議案第14号 四万十町旧都築邸条例について
- 第 3 議案第16号 四万十町住宅新築資金等償還事務条例について
- 第 4 議案第17号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第18号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 6 議案第19号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 7 議案第25号 四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査
結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第26号 四万十町環境基本条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第32号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第33号 四万十町男女共同参画計画審議会条例の一部を改正する条例につ
いて
- 第11 議案第35号 四万十町十和医療福祉センター条例を廃止する条例について
- 第12 議案第20号 四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第21号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第22号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第23号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第24号 四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 第17 議案第27号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第28号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第29号 四万十町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第30号 四万十町給水条例の一部を改正する条例について

- 第 2 1 議案第 3 1 号 四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 3 4 号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 3 6 号 四万十町湯の里ふれあいの家に係る指定管理者の指定について
- 第 2 4 議案第 3 7 号 四万十町地場産業振興センターに係る指定管理者の指定について
- 第 2 5 議案第 3 8 号 四万十町窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について
- 第 2 6 議案第 3 9 号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について
- 第 2 7 議案第 4 0 号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について
- 第 2 8 議案第 4 1 号 四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定について
- 第 2 9 議案第 4 2 号 四万十町下津井ヘルスセンターに係る指定管理者の指定について
- 第 3 0 議案第 4 3 号 四万十町十和林業研修センターに係る指定管理者の指定について
- 第 3 1 議案第 4 4 号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第 3 2 議案第 4 5 号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について
- 第 3 3 議案第 4 6 号 四万十町窪川 B & G 海洋センターに係る指定管理者の指定について
- 第 3 4 議案第 4 7 号 四万十町デイサービスセンター緑林荘及びさくら貝に係る指定管理者の指定について
- 第 3 5 議案第 4 8 号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第 3 6 議案第 4 9 号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について
- 第 3 7 議案第 5 0 号 四万十町大正生活支援住宅に係る指定管理者の指定について
- 第 3 8 議案第 5 1 号 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について
- 第 3 9 議案第 5 2 号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 第 4 0 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度四万十町一般会計予算
- 第 4 1 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 2 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第 4 3 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第 4 4 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算

- 第45 議案第60号 平成21年度四万十町老人保健医療事業特別会計予算
- 第46 議案第61号 平成21年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第47 議案第62号 平成21年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第48 議案第63号 平成21年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第49 議案第64号 平成21年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第50 議案第65号 平成21年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第51 議案第66号 平成21年度四万十町下水道事業特別会計予算
- 第52 議案第67号 平成21年度四万十町給与等集中処理特別会計予算
- 第53 議案第68号 平成21年度四万十町水道事業会計予算
- 第54 陳情第21－2号 「公契約」「入札制度」の改善を求める陳情
- 第55 陳情第21－4号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を
求める陳情
- 第56 陳情第21－7号 地方分権「改革」に関する陳情
- 第57 陳情第21－10号 四万十町議会の情報公開を求める陳情
- 第58 陳情第21－1号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援
予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書
- 第59 陳情第21－5号 物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情
- 第60 陳情第21－9号 四万十町図書館改革を求める陳情
- 第61 陳情第21－6号 派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本
的改正を求める陳情
- 第62 陳情第21－12号 「WTO議長案を拒否するよう求める意見書」を政府に提
出していただきますようお願いする陳情書
- 第63 陳情第21－8号 町道窪川西原線の一部区間の拡張と一部区間の落石防護柵
について
- 第64 発議第1号 四万十町議会庁舎建設等特別委員会の設置について
- 第65 四万十町議会庁舎建設等特別委員会委員の選任について
- 第66 発議第2号 四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の設置について
- 第67 四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員の選任について
- 第68 発議第3号 「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書案
- 第69 発議第4号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める

意見書案

- 第 7 0 発議第 5 号 地方分権「改革」に関する意見書案
- 第 7 1 発議第 6 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書案
- 第 7 2 発議第 7 号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書案
- 第 7 3 発議第 8 号 派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書案
- 第 7 4 発議第 9 号 WTO 議長案を拒否するよう求める意見書案
- 第 7 5 発議第 1 0 号 地方の道路整備の着実な推進を求める意見書案
- 第 7 6 発議第 1 1 号 議員派遣の件について
- 第 7 7 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 0 まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（26 名）

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	島 岡 幹 夫 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君
9 番	岩 井 優之介 君	1 0 番	田 邊 哲 夫 君
1 1 番	松 下 和 孝 君	1 2 番	林 健 三 君
1 3 番	酒 井 祥 成 君	1 4 番	下 元 昇 君
1 5 番	竹 内 常 喜 君	1 6 番	田 邊 幹 男 君
1 7 番	戸 田 健 彦 君	1 8 番	堀 本 伸 一 君
1 9 番	梶 原 政 利 君	2 0 番	田 邊 客 子 君
2 1 番	牧 野 利 恵 子 君	2 2 番	味 元 和 義 君
2 3 番	宮 地 章 一 君	2 4 番	氏 原 郭 君
2 5 番	宮 崎 南 海 男 君	2 6 番	池 本 公 夫 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員 (0 名)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	高 瀬 満 伸 君
会 計 管 理 者	永 井 立 一 君	林 業 政 策 監	田 辺 由 喜 男 君
総 務 課 長	浜 田 好 清 君	企 画 課 長	武 内 文 治 君
管 財 契 約 課 長	佐 竹 節 文 君	税 務 課 長	山 本 靖 君
町 民 環 境 課 長	市 川 敏 英 君	健 康 福 祉 課 長	岡 澄 子 君
農 林 水 産 課 長	中 尾 博 憲 君	商 工 観 光 課 長	森 芳 明 君
建 設 課 長	武 市 逸 夫 君	上 下 水 道 課 長	伊 藤 哲 郎 君
教 育 委 員 長	宮 崎 勲 君	教 育 長	水 間 淳 一 君
教 育 次 長	長 谷 部 文 男 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	渡 部 睦 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 弘 光 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	武 内 洋 介 君
代 表 監 査 委 員	奥 宮 敏 男 君	総 務 課 副 課 長	山 本 康 雄 君
総 務 課 副 課 長	樋 口 寛 君	総 務 課 財 政 班 長	山 脇 光 章 君

大正総合支所

支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	清 水 正 一 君	町 民 生 活 課 長	柴 久 幸 君
大 正 診 療 所 事 務 長	林 正 憲 君	産 業 建 設 課 長	下 藤 広 美 君

十和総合支所

支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	林 伸 良 君	町 民 生 活 課 長	杉 内 和 一 君
産 業 建 設 課 長	岡 本 順 一 君	十 和 医 療 福 祉 セ ン タ ー 所 長	酒 井 寿 哉 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議 会 事 務 局 長	今 村 茂 君	次 長	田 辺 卓 君
書 記	竹 内 寛 子 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（山岡義正君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第1回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第1 議案第13号四万十町行政評価条例について、日程第2 議案第14号四万十町旧都築邸条例について、日程第3 議案第16号四万十町住宅新築資金等償還事務条例について、以上議案第13号から議案第14号及び議案第16号の3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 議案第13号の四万十町行政評価条例についてだけお伺いしてみたいと思います。

この評価条例につきましては、私も2年前の3月でしたか、一般質問の形で取り上げまして、やっとここに条例として制定されるのかなと思ってうれしく思っております。

ただ思う反面、2点だけ執行部のほうに確認しておきたいことがありますので、質問いたしたいと思いますけれども、この行政評価条例の目的というのは、行財政改革の一つのツールとして、私は大変すばらしいものであると思っておりますので、2年前にも取り上げましたが、しかし第1点は、この評価条例を行うことによりまして、職員の皆さんが仕事がいっぱい増えてはいけないと、なかなか私はこれ大変な作業であると思っております。その中であの当時聞いたところによりますと、事務事業が約1,800ぐらいあると伺っております。その数字に間違いがあれば、また訂正願いたいわけですが、まず評価の中で、私は出発点は、事務事業の評価から始まるんでないかと思います。概念的にいろんなとらえ方があると思いますが、事務事業評価を行って、その上に政策評価、施策評価、これをしていくんじゃないかなと思っておりますけれども、これをなかなか1,800の事務事業を一遍にやるということは、大変私は難しいと思っております。各

課でよりすぐった事務事業というものを私は厳選されてやるべきだと思うんですけども、この1,800の中で、例えば基礎になる1,800の事業の上の積み重ねですね。その基本事業が幾ら基本事業としてとらえてやるのか。それをやってその下の事務事業は幾らなのか、まずそういう基本の考え方がなければいけないと思いますけれども、その1点と、そしてもう一点は、やはりこれ評価しても、住民の皆さんにわかっていただける評価でなければならんと思っておりますし、また片や、職員間でもこれは十分に相互の理解ができるこの指標といいますか、そういったものがなければならんと思うわけですが、どうもこの条例を見ておりますと、まだそこまでには至っておらないと。これから考えていこうやないかというような感もなきにしもあらずですけども、そういったわかりやすい指標というものをどうとらえておるのか、この2点についてだけお伺いしてみたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） この行政評価条例については、総合振興計画を立てたときに、一つの新しい物差しをつくるということで、3つの視点を設けました、その中の1項目にこういう行政評価システムを確立しますよといった形で制定しようとする条例でございます。そういった意味で、行政改革推進委員会というところで、新しい物差しなり、どうしていくかということで議論したところであるわけなのですが、その行政改革をやるときに、資料として事務事業の数というのを把握いたしました。そういったとこの段階で、その時点での段階で1,800ぐらいということでの捕捉した事務量です。それも年々条例の制定されるとか、改廃によってその行政行為となる仕事業務そのものも増えたり減ったりするわけなのですが、現時点でどれぐらいになっているかというのは、まだ把握していないということなわけなのですが、その全部の数を評価するのが事務事業評価、段階的に言えば、その上に先ほど問者おっしゃられましたように施策評価、その上に政策評価という3段階で、その中段にある施策評価ですね、それについては、総合振興計画の基本構想があり、基本計画があり、実施計画ということになっております。その実施計画の項目について評価していくのが施策評価というような段階にしております。そういった意味では、昨年初めて行政評価というのを試行的に行いました。そういった意味でも、職員の方も非常に大変な作業であったところです。個々職員のやっている事務事業について自分自身が評価し、それを上司がそれなりに見ていただいて、それを集約したものについて5グループでしたでしょうか、30人ぐらいの職員、募集もしたところでもある

わけなのですが、地域なり、それからあと分野といいますか、そこら辺いろいろまぜながら6人やったと思うがです、それぐらいのメンバーでグループ別に評価をしていただきました。それについて、行政改革推進委員会にその資料を上げて見たわけなのですが、行政改革推進委員会の中でも非常に難しいと。もう少しわかりやすい形で提示しないと、議論もできにくいということがございました。そういった意味で、テーマを決めながらわかりやすくしなければならないということで、この条例にあります行政評価会議ということでの役割としては、そういった住民でもわかりやすいような手法でテーマを絞りながら、ことしはこういった形でやっていきますよと。例えば、問者の指定管理制度についても一般質問があったわけなのですが、例えば21年度は、指定管理制度について縦断的に評価していこうとかといったような形のテーマを決めた形の評価をしていくほうが、住民にとってわかりやすいのではないかなというふうに思っております。

事務事業評価については、確かに件数あるわけなのですが、毎年毎年事務事業の執行については、主要な施策の報告という形で、決算書にとじて報告もしなければなりません。そういった意味では、年々のおさらいという意味では、それをする必要があらうかと思えますし、それについても、皆さんわかりやすいように一つのシートなりであらわしていく手法なりとかといったような形で、職員同士も情報共有化できるような施策、やり方、手法が必要でないかなというふうに思っております。いずれにしても、これは初めての手法で、固定化されたものではありません。年々余り変化もしては混乱もするわけなのですが、まずわかりやすいような形で、職員自身が情報共有もできる、それを次のさらなる翌年度に向けての改善なりができるような、そういったような形にしていきたいということで、まさに試行も含めたら2回目になるわけなのですが、また来年も何いきますか、職員に負担ならんように、なおかつわかりやすいようにという二律背反するような関係なわけなのですが、これからの段階であらうかというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） できたばかりで、まだ緒についたばかりということで、大枠的な提案だと私は思うんですが、やはり提案する以上は、やはり各課で、例えば今課長の何わかりました。年度別にテーマを決めてやると。それに沿ってやるということはわかりましたけれども、各課でことしはこれやるんだ、それとこれは来年だとか、こういったテーマを決めてやらんと、なかなかもわつとした段階で取り組んでも道具に使われるということにはなりはしないかと意味するところです。

それと、先ほど職員間でわかりやすいということを課長おっしゃいましたが、私は、これは評価というものは、もちろん事務効率それから行財政改革の実効を上げるためのものであるとは思いますが、これはいつも思うんですが、住民の皆さんにわかりやすい、恐らくホームページか何かで私は公開されていくんだと思いますが、住民の皆さんにもわかりやすい評価、例えば５段階評価であるとか、そういった手法も考えていくべきであろうと思いますが、その点と、もう一つ、これは町長と課長の両方にお聞きしたいわけですが、行政評価制度を取り入れるときに、やはり町長の思惑とそして課長クラスの思惑と、実際ちぐはぐになっておるという例が見られます。副町長さんは効率、行財政改革だという答えが多いわけですが、一方現場の課長さんクラスになると、やはりこれは一つの職員の意識改革であるとか、そしてまた今後の政策運営についての考え方であるとか、こういった何か２つの思惑が違ふというような例もありますので、町長のお答えとそれから課長のお答えを両方お聞きして、意思統一できとるのかななど、そういった面をお聞きしてみたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 住民がわかりやすい評価で非常に大切な視点であろうかと思っています。そういった意味で、５段階評価がいいかどうかは別にしましても、わかりやすいというのは、ひとつ何といいますか、それを知る機会というのが一番大切だと思います。ただ単にホームページで発表しても、それを見る人は、今までの加入率で言うたら２０％弱ぐらいだと思うわけなんですけど、そういった意味では、それだけでも足りないし、いろんな媒体を通して、ケーブルは当然なわけなんですけど、そういった形で、なおかつ余り難しくないような表現の仕方なりとか、その評価も一つの手法としては５段階というのがわかりやすい、なじみのある評価でもあろうかと思っています。そういった意味の工夫は、いろいろ全国でも事例としてありますし、そこら辺参考にしながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、思惑違いという話であるわけなんですけど、基本的には先ほど言いましたように事務事業、施策、政策、そういったピラミッドといいますか、そういう形でやって、町長の施策、やっぱしトップ、選挙で信託された政策に対してやっていく、それに対する補助機関の職員は、それに向かってやっていくというのが当然のことであろうかと思しますので、そういう意味では、思惑違いということはあるまいというふうには思っております。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） トップの思惑と課長レベルとのそのギャップというお話でございましたが、行政評価条例の施行にあわせてそういうギャップを解消していく、埋めるということもやっていかんといかんと思いますし、それ以前の問題として、庁議とか政策調整会議というのを設けておるわけですので、その場で十分議論をして、そういうギャップがないような今後の行政運営をしていく必要があるというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 最後に1点だけ、最初に聞き忘れておりましたのでお聞きしてみたいと思いますけれども、これは課長も詳しいと思いますけれども、アウトプットとそれとアウトカム、アウトプットが多いのは、数量的にあらわせれるものであると、その事業を。それから、アウトカムというのは、その政策が本当によかったのかどうか、これが2つ言われております。まず、それで今回、今年度ですね、今年度はどの段階まで目指しとんのか、各事業でアウトカムまで目指すのか、それともアウトプットの段階でこれよしとするのか、この点をお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 当然行政評価、アウトカムは一つの目標でありますので、当然そこら辺も含めた形での行政評価になろうかと思えます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 過日一般質問の中で、ここには都築邸と載っておりますが、半平旅館の一般質問をしたんですが、今提案されている条例の中で、今回お聞きしたいのは、活用方法ですね。母屋の活用方法について今後重点的に検討をしていくというふうな考え方を新聞にも出てました。それで、そういう考え方でこの間答弁を受けたわけですが、その活用方法について、今後どういうふうな方法を考えておられるのか。

それと、あと一点は指定先ですね、それはどこを想定されているのか、その2点について。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 活用ということでございますが、何分にもこの建物が文化財と言いながらも、皆さんに使っていただきたいということでございますので、今回見てのとおり、集会所ですか、そういう形の条例のような形になっております。したがっ

て、使用料ということで、使用料についても、皆さんが使いやすいということを考えて料金設定もしたところでございますが、その中で街分においても、かなりの小さな区が分れてまして、73の区長さんもおられますので、それぞれ会合に使ってもらうのも大変いいじゃないかなと、そのようにも考えておりますし、それから文化的な習い事、従来この前泉さんが所有されていたときもお花とかお茶とか、そういう習い事なんかに利用されていたようでもございますので、そのように文化的な利用もしていただきたいですし、大きくは、また今回出してくれたもんでできませんけれども、3月のひな人形展とか、そういうイベント性の高いもの、それから地域の商工会の方々に利用していただけるとするならば、例えばそういう、どういいますか、和服の展示会とか、そういう幅広く使っていただけるような感覚で今おるわけでございますが、それ以外にもここからの発信ということは当然していかないかんとということで、指定管理者をどうするのということでございますが、現在まだトイレ等も整備をされると、今からということを考えますに、今からそういう方々に発信ができる体制をつくっていったらどうかと今考えておるところでございます。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） まだ活用検討委員会の中でそういった内容について検討をしている中身だろうというふうに思いますが、これから後、検討委員会の中できちっと練られて、それから計画が出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、そうした中で、今お聞きするところでは、文化的な部分でのイベントとか、あるいはお茶の会とか、そういったいろんなことをやって、幅広くやっていきたいというふうな中身になっているわけですが、それをやる上において、維持管理をしていく上で、一定のお金、財源が必要になってくるだろうというふうに思います。そういう中で財源的な部分と、やっぱりぜひそこからお金を生み出していくというか、そういうふうな方法も一つには考えていかんと、なかなかこれからずっと運営していく上で、財源の持ち出しだけが負担になってくるんじゃないかなというふうにも思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 確かに指定管理といいましても、町がどんと持ち出してやっていただけるってということだけでは、確かにいかないというふうには考えております。したがって、今後ですけれども、先日来の話の中でもちょっと出させていただきましたが、国のほうからの、国のほうの重要文化的景観ということで、国のほうも認めていた

だき、それから利用内容によって皆さんに納得もしていただきながらいくとするならば、まだ十分な整備ができてない部分をどう扱うか。例えば、するということにもまだなっていないわけですがけれども、その部分を地域の方々が利用できるようなギャラリーにするとか、それから、一部は食事がとれるようなシステムにするとか、そうしながらある程度の収入が得られることも考慮する必要も十分にあるかと考えます。何分にもまだ十分な――根幹はできますけれども、まだ全体に十分なことではないと考えておりますので、検討委員会の中にもそのことを訴えながら今後の方向性を見きわめていきたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 7 番橋本保君。

○7 番（橋本 保君） 活用検討委員会の中で十分に検討をして、多分 6 月の議会ぐらいには一定の事業計画というか、そういう中身が出てくるんじゃないかなというふうに僕は思うのですが、それに出されるときに、やはりきちっとした活用方法というか、そういうものを示していただくように、強く申し添えておきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑は。

9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 同じ関連した質問ですが、議案第 14 号の旧都築邸条例の問題ですけども、今後の利用については協議をしていくということでお聞きしたんですけども、一応この時間とか料金が決められておりますけれども、利用する内容によっては、絶えず 5 時――一応 5 時までになってますけれども、5 時から後を利用するというような状態がある程度想定されてくるんじゃないかと思うんですけども、それについて町長の許可を得て変更することができるというようにうたわれていますけれども、これについては、変更できるというのは、絶えず恒常的な状態で変更できるということが想定されておられるのかどうか。特に夏場の時間、5 時というたら、まだおてんとうさまは高いですね。それで、僕はこういう問題は、この都築邸については、一つの門前町の重要な一角を担うということで、言うたら、中心的な構成になってくるということで、町外から年間 15 万人前後の岩本寺の参拝客が訪れる中で、その人たちがふらっと立ち寄って休息なりいろんな四万十町の文化的な催し物について触れるということが非常に大事じゃないろうかということで、そういうふうなことでは、一定そういう目的とそれから時間なりについてももっと柔軟なものが要るんじゃないろうかと。特に改善センターなんかも夜の利用なんかも

結構あるわけで、そういうことでそういう時間が絶えず延長できるのかどうかという問題です。

それと、だれが管理するのかということで、やはり一定こういう思いのある夢のある人がやらんと、こういう施設は生きてこんじゃないろうかと思っておりますが、その点についてどのように考えてますか。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

時間につきましては、確かに地元で会をしようとしても、日中にできる場合と、やはり夜でないといかん場合もありますし、それからそれぞれの習い事等々に使ってほしいということを先ほども話したわけですが、そういうときに、やはり5時から向こうは使えないようではいけないと、そのように考えておりますが、何分にもまだトイレもできてない十分な施設になってないということも含めてとりあえず5時までということにしておりますけれども、今後指定管理が決定するについては、柔軟にその時間は考えていかなくても当然いけないと、そのようには考えております。その指定管理者につきましても、議員おっしゃるように、やはりかなりの思いを持って入っていただきたいという気持ちもあります。そうでないとなかなか文化財的な意識もありますし、地域の門前町っていう、従来この地域にもその思いがあったと随分聞いております。その思いを遂げられるような状況の方々に入ってもいただきたいと思いますので、ちょっと時間をかけて選定をしていきたいとそのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 利用する、どういいますか、施設については、ここの図面にあるような本館と裏の会議室というところだけでしょうか。後のいろんな周り、どういいますか、駐車場その他いろいろあります。駐車場とかいろいろありますけれども、どの範囲まで決めておられるのか、想定されているのか。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お手元のほうの説明の図面があると思いますが、今も現在としてはその範囲を考えております。

それと、表門の前が駐車場になっておると思いますが、当然来られる方を受け入れる体制の駐車場も必要でございますので、その部分については半平に来られる方、都築邸に来られる方の駐車場とする必要があるんじゃないかなと考えております。

それと、納屋とか蔵なんかもあるわけですが、その分については、先日来述べますように、状況を見て手直しもいけるならばしていきたいですし、そうなれば、蔵については、地域の方々の発表ができるようなギャラリーになってみたり、四万十川全体の話ができる場所なのか、そういうふう将来に向けては、お手元にお示しの図面のエリアを利用していきたいとそうように考えております。

○議長（山岡義正君） 4番島岡幹夫君。

○4番（島岡幹夫君） 課長のご答弁の中でほぼ出尽くしたと思うんですけども、実は私、自分が経験したことを少し話しますと、沖縄へ行って首里城へ行きました。首里城の城主だった松山家、そこに入館すると500円の入館料を払うと、応接間に通されたらそこで紅茶とお菓子が出てきます。それから後で邸内を全部拝見をすると、100円ぐらいの程度で邸内を全部見せてもらえるわけです。大変な文化財も見せてくれるわけですが、そういうところ、それから鳥取の倉吉に、倉吉っていうのも非常にお酒の盛んなことですけども、酒蔵を利用したいろんな施設があります。ギャラリーだとか、あるいは夜はスナックになるような喫茶店だとか、非常に趣があっていいんです。そういうところでもちゃんとした活用をしてます。半平もできれば、地元のもので、これは手前みそのようなことを言いますけど、私は30年有機の無農薬の農業をやってきましたんですが、たくさん仲間がいます。地元でとれるオーガニックの食材を使った小さいミニレストランができないものか。これは絶対地元のそういう宣伝効果にもなってくると思いますんでやってもらいたい。

それからもう一つは、トイレと一緒に後ろの間を二間フロアにしてっという話がありましたけれども、そこでせめて緋毛せんを敷いたこしかけを置いて、それで抹茶の接待をしていただきたい。抹茶の接待と和菓子が1個だけ乗ったその接待、大体試算すると700円から800円くらいいただければ、十分それはできます。それが、抹茶は嫌だという人だったらコーヒーでいいと思うんですけども、私はそこまで広げてもらって初めて活用できるんじゃないか。ここをいろんなイベントに使った人もちょっと一服ということで、そこに立ち寄ってもらえるような施設になるじゃないか。やっぱり施設つくったら、金生んでもらわなきゃ困ります。だからこれだけのお金を入れるわけですから、必ず利益の上がることも一方で考えていただきたいと思って、それができるかどうか伺いたい。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えしたいと思います。

やらないかんことだと思います。これはもう従来皆さんからも言われるように、この活用については、大変皆さんが注目もされておりますし、今言われるように、地域の食材を扱ってやるという、大変重要なことかなと今考えております。いろんないい意見を聞かせていただきましたので、これを検討委員会等の中で生かしながら、6月までには皆さんに提示できるようにしていきたいと考えております。ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 私も同じこの関連した質問でございますが、1点だけちょっとお聞きします。

第12条の3項に使用料金は指定管理者の収入として収受されるとあります。1億円も使って、1億円弱まで使って改修した都築邸、それを指定管理者のもし収益が上がっても、全部そこにいくわけですか。使用料的なものは一切考えてないわけです。そこをちょっとお伺いしたい。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 現在のところは、まだ十分にできてないということも含めて臨時対応でもやっていかないかんというように考えてますが、今言われるように、大きなお金もかけながら、ただそしたらこっちが持ち出してまでやらすのかということだとは思いますが、そこも含めて今後検討もしていきたいと考えております。

（26番池本公夫君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） この条例でちょっとお伺いしたいところですが、先日の橋本議員の質問に対して、これ以上この都築邸には予算を行使しないという町長の考え方が示されました。それで、この都築邸は屋敷自体とそれから庭園というものも、私も子供のときからはちょっと外から見ててすばらしいものだったというふうに記憶しておりますが、その庭園等についての整備をどうされるのか。これもひとつここを訪れた人の魅力だったと思いますので、そこをどうしていくかということと、それからもう一点ですが、この施設の利用料金の中で、備考で営利を目的とする場合は、利用料金の50%に相当する額を加算するとあります。営利の範囲内ですね。先ほど課長がお茶と生け花とか、そういうふうな教室、文化的な教室もというときに、文化教室なんかを開催した場合に、そのもち

ろん講師には謝金というものを、それなりの生活を目的にされる方もおいでだと思いますので、その解釈の範囲というものはどうされるかということを、その2点をお伺いします。

それに引き続きまして、いろいろな利用の仕方があると。その利用の仕方に、活用しなければならないと思います。そこではいろんなもちろん利益を生み出さなければいけないと。その利益を生み出すということは、私はこれ目的にしていきたいと思います、この50%ということは、非常に大きな課せになってくると思いますので、その範囲というものを答えたいと思います。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 利益を有するものについては50%上乗せってということで、利用する金額についてもかなり低いレベルで押さえております。そういう中で、どこまでを営利とするのかというケース・バイ・ケースもあろうかと思いますが、一概にどこまでと言いくいとこですけれども、当然従来裏にも4部屋ありまして、その中で文化的な習い事があり、なおかつその発表会ということで表を使おうとするならば、当然それは営利ってということにもなりませんし、例えば先ほど申しましたけれども、着物の展示とか、そういうことになってくると、そこで営利のものが発生すると思うがです。そういうものについては、当然5割増しと。5割増しなんです、額的には余り大きくありませんので、そのあたりでは妥当じゃないかと考えておるところでございます。

それと、庭ですが、確かに従来皆さんに聞いてもすばらしい庭であったというふうな話も聞いております。あの屋敷にしてこの庭ありということで、そのままにしたら何ら意味がないがじゃないかっていう意見も多々聞きます。でありますけれども、基本的な今の庭は、一部松が枯れたとかということはありませんけれども、現段階を精査してみたいと。もう少し臨時さん何人か入れて、シルバー人材センターなのか、庭師さんなのか、ちょっと今検討もせないかんとこですけれども、そういう方に入っていて、とりあえずの整備はしてみたいと。それから、これは先日の話なんです、オキナグサという大変珍しい草もあります。その草が地元の草でございますので、それを庭に植えられしてくれんろうかという話もありますので、地域の方々が盛り上がってもらえるような庭もつくってみたらどうかと考えます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 庭園の手入れということでは、課長の思いはシルバー人材センター等もということで、そのところをこの間の町長の非常に強い明確な答弁がありましたので、そこをもうちょっときっちりと協議をしていただかなければいけないと思いますが、逆にどうしても予算がないというときに、私はこの間からたびたび住民力という話をさせてもらっておりますが、そういうボランティアのようなお願いの仕方ということもあると思いますので、私はなるべくお金を使わない方向でやっていただきたいと思います。

それと、もうそのことはもう一回町長のほうからご答弁をお願いしたいと思いますが、それと今ほど言われた利用料の結局営利をどうするかということですが、非常にこれは難しい分け方になってくることが、この都築邸の場合には、たびたび発生するのではないかと思います。この項に関しては、再検討が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 言われるように、かなりいろいろなケースが想定されますので、その件につきましては、十分に検討をしていく必要がある。その場いろいろ受け入れの中でそれをしていかないかということもあろうかと思います。ただ営利ってということで、通常使われていることと、多額のお金を入れて皆さんのご理解を得ながらできた立場もありますので、その営利の方についての50%は、ぜひお願いしたいかなと考えます。その時々 of いろいろなことについては検討しながら、状況把握をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 庭園の整備でございますけれども、私も議員さんおっしゃれることに全く同感でして、高齢者の方でそういった趣味を持っておられる方も多いと思います。そういった方が趣味を生かしながら、また人生の生きがいとか、そういったもので整備をしていただければ、それが最高にすばらしいのではないかなというふうに思っておりますので、そういうふうにしていきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） ちなみにシルバー人材センターも、以前にボランティア活動の一環として施設の周辺の整備というのをやったことがあるように私は記憶しております。そういうところで、ぜひそういう形で依頼をするなり、ぜひもうこれ以上は、都築邸

にはお金をかけられないんだということで、そういう依頼の方法もあるのではないかと思いますので、一言添えさせていただきます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

10 番田邊哲夫君。

○10 番（田邊哲夫君） それでは、私のほうからは、議案第16号四万十町住宅新築資金等償還事務条例について、町長にお伺いしたいというように思ってますが、この条例が制定をされることになる以前の問題について、この目的が第1条に書かれてます。この条例は、旧町村でそれぞれ持っておった住宅新築資金貸付条例が廃止をそれぞれされたという規定の中で新たにこの条例を制定をしようということですが、ちょっと今条例集を載せてましたが、四万十町の住宅新築資金等貸付条例は、どうもないのではないかなと思ってますが、その点ちょっと勉強不足で申しわけありませんが、あるのかないのかという点と、もしないのであれば、既に旧町村の条例がもう廃止されたという位置づけの中で2条ですが、2条、3条ですが、旧条例っていう形に、というのは旧それぞれの町村の条例ということでしょうが、もう既に廃止をされた条例をまた再度復活させるような書き方ですね。ないもの、もう既に廃止をされた条例が、なぜ旧条例という形で規定をするのか、ちょっとそこら辺の法的な根拠がわかりませんので、その理由と今回説明書の中に書かれておりますように、大変景気が厳しい中で、失業や破産宣告がされた借り受け人の町民がおられるということで償還の猶予等の申請を扱う条例を制定するものであるという規定がされてます。中身については、たびたび決算特別委員会でもこの問題は指摘をされてきました。この内容を見ると、まず件数として407件、12億7,200万円余りの貸し付けを行ってきた。しかし、過年現年を見ると、総額で2億4,800万円の償還が終わったということです。この貸付条例は、非常に低利で貸し付けをした経過もありますが、恐らくこれは元金のみでないかと思うわけですが、大変元金だけよりか金利も低利であるというのも大変加算をされてきたのではないかなというように思ってますが、その中で条例制定の中身が、猶予の中身というのは、具体的には5条の中で位置づけをされてます。償還の猶予または免除という場合の中で、2つの町長の裁量の中で決められることが、1つは5条の1、災害その他特別の事情によりということで一部の猶予または免除ということになるかと思いますが、この特別の事情というのは、例えばどういう場合を想定されるのか。私の中では、自己破産というのは、これは恐らくもう免除という形になるだろうと思いますし、そうすると、どういう場合が想定、恐らくそうすると、失業かなというふ

うに思うわけですが、その全部の猶予なのか、免除なのか、そこらの判断をどういう基準でされていくのか、非常に難しい判断が迫られるんじゃないかなということになってくるわけで、3条と4条、繰上償還と期日前にどうこうということですので、ある面では、本当に困窮をされている方が一部の猶予ないし免除を受けられる規定に本当になっているのかどうなのかというのが、非常にこの条例では判断がしづらいように私は考えてますので、そこをどう執行部として、町長として判断をし、条例の制定に至ったのか、それを答弁いただきたいというように思ってます。

○議長（山岡義正君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

旧条例というのは、四万十町条例にあるかということでございますが、ございません。それで、第2条、第3条の旧条例といいますのは、1条で申しております旧の窪川・大正・十和の貸付条例によって貸し付けられたものということで、その金額それから用途資金、それから償還の年月というものは、旧の町村時代に定めておられますので、そのことを指しております。

そして、資料の中で貸し付けとかの猶予とかを書いておりますけれども、本条の5条の1、猶予等の中身でございますが、1の特別な事情等ということでございますが、これは災害はその前に書いておりますけど、病気や先ほど議員さん言われました長期の失業による場合でございます。そういった場合の判断基準でございますけれども、これは非常に難しいものでございまして、その都度協議をして判断していかないかんとは思っております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁をいただきました。

ちょっと疑問に思うのは、もう既に旧条例は廃止してなくなったということは間違いなと。その中で旧条例をまた今回適用して、旧条例にあったものを期間は旧条例のとおりですよという、このことが法的に——もう既に条例がなくなって消滅しているがやないかなとは、自分の考えですよ。それをまた適用するというのは、これはあり得ん話じゃないかなと、こう単純に素人として思うわけです。旧条例がその四万十町条例の中で生きてきた条例、今もある条例ならば、それぞれの旧町村の条例を適用するんだというて書いてたら僕はいいがじゃないかなと。なくなった条例を旧条例のとおりという形のこの書き方で

すね。法的にですよ、私が言うのは。旧条例であったことはそれぞれ議員はわかってます、大正・十和・窪川であったのでしょう。ありました。もう既に四万十町になって排除したんでしょ、この条例は。もう既にゼロでしょう。なくなったものを旧条例に定めるとおりとか、その書き方はないんじゃないかという私の単純な考えです。だからこれが法令上、こういう書き方が許されてええもんかどうなのかっていうのを私は単純に疑問に思いましたので、いやそれは法的に、ええそういうことは構んという根拠がどこにあるのかなと。思いません、執行部の後で答弁いただきますが。

それと、説明書にあるように、私も決算に携わって、非常にさまざまな夜逃げ等含めて大変な町民の中でおられることは承知をしています。しかし、この条例は余りにも具体的な猶予及び免除ということが、適用を受けられる町民の方がおられるのかなと。現実的にはあこにさまざまな借り受け人がいろんな不況の中で困っているということはわかるわけですが、しかしどういう形でこの条例をつくったけれども、適用になる借り受けされた方々が、じゃあ現にこれを制定することによってどれくらい一部の猶予及び免除を受けられる可能性が出てくるのかっていうのは、執行部の中では想定をして条例制定するんだと思うわけですが、今後も出てくるかもしれません。そこらの現在の今の借り受けされた方々の中で、この条例を制定することによってどれくらいの方が猶予、免除を受けられる可能性があるのかどうなのかというのを私は知りたくて質問をしているわけで、こういう漠然とした書き方では、町長の何というのか、どこを認めるかという判断が非常に苦しんでおられるかなというふうに思いましたので、そういう思いで私は質問をさせてもらっているところであります。その点2点、こういう条例制定の廃止になった条例を旧条例といって書くことが法的に是か非かという問題と、どれだけ借り受け人の中でこの条例制定によって猶予、免除を受けられる世帯が出ておられるのか、可能性としてですよ、最終的には町長の判断ですが、私は町長に答弁を求めるしかありませんので、答弁するのは執行部ですので、私は町長にその答弁を求めたいと思います。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） まず、第2条で廃止された旧条例を引用されておることとで、おかしいではないかということですが、私も法律の専門家ではございませんので、正確にはお答えになるかどうかはわかりませんが、要は住宅新築資金というのは、現に償還事務というのは残ってるわけで、その現実には残っちゃうわけですが、その貸し付けた条例は廃止になってる。しかし、その償還事務を進めるためには、何がもとの根拠に

なるのかということですから、勢い旧条例によって貸し付けたものを3つの資金種別があるわけですが、それを特定をしておく必要があるということではないかと思うんで、法令上は、私は特に問題はないというふうに考えております。

それから、償還の猶予または免除ということで、特別な事情ということですが、建設課長のほうからご答弁を申し上げたとおりでございますが、私自身としては、ここは相当シビアに運用をしていかんといかんというふうに思っております。ただ特別な事情ということで、具体的な特定はしておりませんので、条例、規則なりでこの特別な事情というのがどういうものか、それを明確化して対応していくべきではないかというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） この旧条例と申しますのは、旧の町村の条例によって貸し付けられたものでございまして、それによります契約書というものがございまして、それによって旧の条例によって貸し付けされたものの債務を四万十町が引き継いでおるということで、法的にも構わないと思われま。

ただ猶予とか免除のどのくらいの方を想定しておるかということでございますが、これはこの条例ができてどれくらい出てくるかということは、はっきりはわかっておりませんが、今までも昨年まで、平成19年からこっちですが、裁判所から突然破産宣告書が届いたというケースもございますし、現在の状況で2件の手続中ということも情報を得ておりまして、さらにそれに準じるような借り受け人もまだ2名ほどおられるということでございますが、そちらはまだ情報を収集しておるところでございまして、これといった決まった人数は確認しておりません。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、町長、担当課長から答弁をいただいたわけですが、私はおかしいというふうに、いつも思う、思わんっていうのは、やっぱり根拠がないと正確などっちが正しいかわからんわけですが、先ほど言いましたように、旧条例がそれぞれ四万十町条例の中に引き継がれておれば、私は可能かと思うわけです。もう既に廃止の条例です。四万十町として新たに旧条例を引き継いだ形で条例制定していればいいわけですが、四万十町条例もこの中にはない。旧条例もない。もう廃止になったわけですよ。これはただし契約は結んでます。それは債務履行すべき責務は借り受け人にあるわけですが、僕は落ち度があると言いたいんですが、四万十町の中に、旧条例が生かされる形でここに私

は載せるべきであったと、私の思いです。なくなったものを——旧条例っていうのは、もうなくなったものを旧条例を適用することは、これは僕は法的には間違いだと私は思っていますので、思う、思わんですので、正確な、もう最後です、私3回目答弁。正確な根拠をしっかりと出してほしいです。僕は疑問に思ってます。町長はそう思わん、私はそう思うという鑑定ですので、じゃあ私に説得できるだけの資料を出してください。

それと、この説明資料の中でも現年でも2,600万円、一生懸命苦しい生活の中で払われている方が私は多いと思っています。片や、もし猶予、免除をされる方がおられたとするならば、私が言いたいのは、しっかりと、町長答弁にありましたけれども、精査をして、本当にという人だけに限定をして猶予、免除すべきだと私は思います。苦しい中でも2,600万円入ってますので、やっぱりその人の思いを託すならば、借りたものは返すというのは、これが人間の道義的責任があるわけですので、そこら辺を十分町長が精査をして判断をしてほしいということを申し添えて終わりたいと思いますが、その法的な問題について、だれか——私は町長しか答弁求めん。町長、正確な判断を資料を欲しいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（山岡義正君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 旧条例の解釈でございますけれども、私も法的にこれが生かされてるかどうかというところについては、具体的にわからないわけでございますけれども、ちょっとその点については、解釈の中身でございますので、ちょっと調べてみたいと思います。ただ町長が言われましたように、この条例をつくるときには、旧条例の3つの条例につきましては、廃止はされております。そのときに償還期間とか、事務の内容につきましては、四万十町に継承されて引き継がれているものであるという形の中での条例を制定をいたしました。法的なところについては、後ほど説明させていただきますけれども、そういった中での解釈でございまして、その債務につきましては、新町が処理をしていくものであるというふうに、今時点では解釈をしております。後ほど説明させていただきますと思います。

○議長（山岡義正君） 17番戸田健彦君。

○17番（戸田健彦君） だんだんの方々の質問を聞いておりまして、ほとんど了解をいたしましたのですが、一つ議案第13号の行政評価条例なんですけど、先ほど田邊幹男議員が、どの程度までの進捗をもってめどとするかという質問をして余り答えなかったように思うので、ひとつもう一回質問をしたいのですが、私この条例は非常に今後の行政改革、

それからまた3町村が合併して行政運営を図っていくという上にとって非常に大事な条例になるんじゃないかというように思っておりますし、それから特に行政区を設立したり、それから住民参加によるパブリックコメント条例をどのように評価して決定をしていくかという過程を明らかにしていくということでは、非常に大事な要素であるというように思います。今現在聞いておりまして、町長も含めて、非常に表だけの議論であって、これをどういうふうに町政のほうに組み入れて仕事をしていくのかということについて表明がなかったというように思いますので、非常に早急にこれは各課長もディスカッションを重ねて、四万十町はこういう形で住民に情報公開をしながら住民の英知を生かしていくという方向をはっきりした形で示すべきであるというように思います。特に今までも課長会等を通じて行政に町長が決裁していくという過程は踏んでおったと思いますし、それから住民から特に総代会議あたりからいわれましたようなものは、町長の執行権の中で生かされてきた部分もあるかと思います。それを明確にしていこうというわけですから、特に最近では財政が逼迫する中で、費用対効果というものを非常に求められております。いろいろ事業について、費用対効果を無視した投資は、これはもう今の現在の地方自治体の体制では、もうこれは遠慮すべきじゃというような議論もあるわけですから、そのような方向に向けてどういうふうにこれを組み入れているかについては、その条例を施行した以上は、どの程度までこれを実現していくかということについて、今の議論でも漠然としておりますから、それで総体的なコメントでいいですから、どの程度までのめどでこの行政評価条例を施行していくかということについて、もう一度明確にお答えをしていただきたいと思います。

それからもう一つ、都築邸のことなんですが、これはかつて国との調整の前半のころに泉さんのほうから寄附の申し出があって、それからこの時間をたっておりますから、その当時は庭もきれいでした。どうしてこの時間がたったのかなというような思いがするわけですが、そのときに話された内容は、今の本町通のところから岩本寺までを門前町として整備していくんだという計画が、旧の窪川町の当時にございでしたが、なかなか個人の店を行政のような方向で町並みのようなことはなかなかできないということでございますから、なかなか困難な状態で今までに至っております。だから、私のほうとしては、やっぱり岩本寺を中心としたそのような形の中で、協同の話し合いというものを積極的に進めなきゃなんというように思います。特に行政がやってもなかなか無理な側面もありますから、やはりそれは商工会なりが公募してやった経緯の件もあるわけですから、そういう中

で結論を出すべきだというように思います。私も費用対効果の面からいうて、多大な資金を投入してやるということについては、基本的には慎重であるべきだというように思いますから、その辺を私の意見として言っておきたいと思いますし、それからかつて岩本寺の隣に建物を中平町政のときに建てました。なかなか行政の目的どおり利用できなかったということで、前田町長になりまして以降に、あれを岩本寺に売却したというようなことまであって、なかなか行政の思惑どおりに進まないというのが現状です。それはまた理解できるわけですが、それをできるだけ現状に沿う形で実践していくというためには、やはり協同の話し合いをするということが前提であると思いますし、そういうことで汗をかいていただきますし、それからもう一つ、先ほどのそういう側面の話も行政評価の上に立った費用対効果も含めた形で評価するということをぜひやっていただきたいというように思いますので、もう一度質問をしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 17番議員さんおっしゃるように、住民協同をどう進めるかというのがこの行政評価条例の目的であろうかというふうに思います。今も17番議員さんからもパブリックコメント制度の話もありました。これについては、6月にそういった仕組みづくりをしていきたい、その段階で議会にもご提案していきたいというふうに考えておるところなわけなのですが、もう一つ自治基本条例というのも、20年度ですか、検討委員会も発足しながら21年中にできればそれなりの骨格を決めていきたいというふうに考えておるところです。要するに住民協同を進めるというのが、一つの、先ほどの16番議員さんにご説明しましたように、この総合振興計画の中の大きな新しいまちづくりの視点ということになっております。そういった意味で、この3部作といいますか、3つの条例の中で住民協同を進めていきたいというところなんです。その中で行政評価条例についても、要綱なりで対応している自治体が非常に多いと思います。ただそれを要綱でいいのか、やはり行政の仕組みづくりを議論するのでは、条例として住民代表である議会の中で議論していく必要があるんでないかといったことでこの条例化をしたところなんです。そういった意味で、まだまだ全部の骨格ができていないわけなのですが、まさにそれが住民参画であり、この条例をつくっていく、住民みずからもこの条例をつくることにも参加できるような形にも当然なろうかというふうに思います。そういった意味では、まだまだ實際上、検討を重ねるものもあるかもしれませんが、行政評価会議という組織もございますし、行政評価審査委員会という組織もございます。2つの組織の中で新たな制

度構築にも参画しながら進めていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） それこそ門前町ということで、旧半平、都築邸もぜひその核に等も考えております。その中で21年には、この街分の調査を重要文化的景観として入る予定もしておりますし、その中においては、十分地元の方々と話し合いをしていかないかと考えております。先日来その重要文化的景観についての地域との話し合いがあったのかどうかという話も出ておりましたように、やはり地域あってこの事業も成功すると考えておりますので、十分に話し合いをし進めていきたい。従来旧窪川時代に門前町構想もあって、なかなか皆さんお骨折りのこともあったようでございますが、なかなかそのとおりにはならなかったという状況があります。現状を見て国、県のそれぞれの担当官が来て見ていただいても、その意味合いはよくわかるよと。それをまとめ上げてくれば、国とすればということまでの話もいただいておりますような状況もありますので、まずは地域の方々とともに門前町をつくりましょうという方向性を向けて頑張っていきたい、そのように考えます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

17番戸田健彦君。

○17番（戸田健彦君） 町長が提案したものでありますから答えるのかと思いましたが、そこで、ちょっと課長にぼやくわけじゃないんですが、今行政評価の会もあるということですが、私が言いたいのは、先ほど言いましたような自治区の問題とかというものも、やはり最終的にはここで決定するだろうというものもあるというのは理解できるわけです。なお、私が言いたかったのは、これは地域審議会等もございますし、それから住民公募によって行政にその意見を反映させるという方法もできてきました。それで、この間若干議会との対応について考えてもらいたいというのはありましたが、まさしく地方自治を司っておる議会との関連は非常に大事なものだということに思います。政策決定の過程にこの議会が参画できないというシステムがあることはなりませんので、そこを明確にしていくと同時に、議会の者とそれから地域市民会議やまた住民自治区つくる際等の審議会等をつくるやもわかりませんが、そこと相矛盾するような対応をしてもらっちゃあ困るということです。それは各地方自治体もいろいろな発言を聞いておりますと、一方的に行政のほうが見解を採用してやっていったと。その最終的に地域から出てきたもんですから、意見を採用したんですよというようなことで、どうも議会の論議が薄れていくというよう

なことも聞かれておるわけですから、この辺も含めて、やはりある程度の核たる決定機関をどこにどう位置づけていくのかということぐらいは、やはりある程度示してもらわんと、特にこういうものが情報公開法等に従って施行されていくわけですから、やっぱりそれは議論を進めてもらって議会の中では議論尽くすぐらいの意見を聞かせてもらわんといかんと思います。

先ほどの新築資金等の条例の中でも調べて回答するというのもありましたが、我々は普通は、旧条例に従って契約したものは、行政事務事項の関係もありますし、それまでは生きていくことでしょう。だから、我々は少なくとも5年間の事務事項の経過は、前項の規定である新築資金条例の貸し付けのものは守っていかないかん。そんな理解しておりますから、それは民法上の制約もありますし、それから民法上、規定されたもの以上の規定を書き加えるのはいかんというようのがあろうと思いますんで、その辺を整合性を持たせておかなければいけないと、それは一つの意見として。

それで、最終的に町長にお聞きしたいんですが、地域審議会、我々1回も出たことないですし、どういう議論をしたかということ、まだつぶさに聞いたことはありませんが、町長として自治区をつくっていくときに、どういう過程を踏みたいのか。先ほど言いましたように、行政評価のところではどうかかわりを持たせていくのかということをやっぱり構図の中にもう既にあると思うんですが、それは聞かせてもらいたいなと、町長どうですか。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 行政評価条例ですが、その目的とするところ、その手法等については、おおむね企画課長のほうからお答えをしたことに尽きるというふうに思っております。問者お話し幾つかございましたが、例えば議会との整合性とか、そういうことあるいは地域審議会、そういう例示もされましたけれども、議会との絡みで申し上げれば、執行部という立場からしますと、庁内でやはりまずみずから行政評価をします。なおかつそれを部外の方にもぜひ評価をしていただいて、事業の選別、選択をします。その上で議会にご提案を申し上げるという形になるのではないかというふうに思ってます。

それから、地域審議会の役割というのは、もう条例で規定をしておるわけでございますが、そういう審議会なりとの整合性というのもやはり考えながらこの条例の目的が生かされるような運営の仕方をしていく必要があろうかなというふうに思っております。十分な満足いくお答えにはなっていないかもわかりませんが、そういうところでございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 1点だけお尋ねしたいと思いますが、議案第16号の住宅新築資金の関係でございますが、今回その免除という条例でございますが、上程された以上は免除ということも当然あり得るわけでありますが、その際、その免除の理由をもって、これは国から借りたお金じゃと思うのですが、国へ例えば申請をすとかというようなことをしたら、国そのものが免除してくれるがでしょうか。まず、国会でそんな話を聞いたこともありませんので、そうではないと思いながら聞きようのですが、さすれば、税の不納欠損処理等とは違って、国に支払わなければならない義務が免除しても残る。そうなってくると、今までと同様、未収の処理に当たっては、一財を充当して賄ってきたわけですが、それと同じくその免除した該当の方、借り受け人といいますか、受益者といいますか、その方の残った分は、それが終わるまでは町の一財をもって、免除した場合は充当して完了さすということになると思うんですが、こういう理解でよろしゅうございましょうか。

○議長（山岡義正君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 町の一財をもって返済しなければなりません。

（25番宮崎南海男君「終わるまでですね」と呼ぶ）

はい。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はございませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） そうすると、免除については、先ほどもお話がちらっと出ておりましたが、かなり町長においては、それ相応のもちろん理由がないといけませんでしょうが、慎重に慎重を期して対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 宮崎議員の質問に関連してお聞きしたいわけですが、この施策は国が先導してきてやってきた経緯があるわけですが、非常に多くの自治体が滞納で困っている実態があるわけで、今言ったような条例もつくって自治体は免除しようとしているわけで、自治体といたしまして、国に対してこういうことがあり得ると。国もそういう免

除規定を設けるべきだということをやっぱり地方自治体の首長として国へ発信していかなきゃいけないんじゃないかと思うわけですが、町長いかがでしょう。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 国に対しては、こういうやむを得ん事情については、それこそ償還免除をしてもらうということで協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） それでは、１１時まで休憩をします。

午前１０時４８分 休憩

午前１１時０３分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） お諮りします。

議案第１６号については、執行部答弁が十分にされていないので、後刻討論、採決をしたいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。議案第１６号については、後刻討論、採決を行うことに決定しました。

これより議案第１３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３号四万十町行政評価条例についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第１３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１４号四万十町旧都築邸条例についてを採決します。

議案第１４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第４ 議案第１７号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第５ 議案第１８号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第６ 議案第１９号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第７ 議案第２５号四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について、日程第８ 議案第２６号四万十町環境基本条例の一部を改正する条例について、日程第９ 議案第３２号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について、日程第１０ 議案第３３号四万十町男女共同参画計画審議会条例の一部を改正する条例について、日程第１１ 議案第３５号四万十町十和医療福祉センター条例を廃止する条例について、以上議案第１７号から議案第１９号及び議案第２５号から議案第２６号並びに議案第３２号から議案第３３号と議案第３５号の８議案を一括議題とします。

この８議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 議案第１８号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、ちょっと理解できませんので、１点だけ質問してみたいと思いますが、この議案書の中で、１６条の関係ですが、四万十町に住所を有する職員のうち云々で、前号に掲げる額に２０キロメートルを超える１キロ当たり２００円、上限は５，０００円と

ということですが、この条例を見たらですが、8, 206ページの通勤手当というところで、非常に小刻みに5キロからずっとキロ数によって職員の通勤手当をこうだという規定がずっとあって、このことだろうと思うのですが、要するに今回の条例は、いわゆる20キロ未満はもう払いませんよと。20キロを超えたら上限は5,000円ですが、1キロ当たり200円を加算して25キロまでは上限5,000円を払うというのか、その点がちょっと8, 208ページとの関係でちょっと説明していただければ納得できるかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） お答えをいたします。

一般行政職の給与に関する条例の一部改正の16条の第1項につきましては、問者おっしゃられますように、そのキロ数によっての定めがございます。今回改正をさせていただこうというのは、その3号のほうに当たります。3号のほうを見ていただきたいと思います。3号には、キロ数によっての定め以外の項を設けております。これは3町村が合併をされたときにおきまして、旧窪川町、十和村の住所を有する職員につきましては、それぞれ住所地の勤務公署を異にする通勤につきましては、月額5,000円を加算をしておりました。この第1項のキロ数に加算をされておりました。これを今回廃止をいたしまして、20キロ以上の職員については、キロ当たり200円を新たに加算をしようという条項の改正でございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 総務課長に答弁いただきましたが、私このことについては、理解できましたが、この条例を改正することによって、町の歳出が少しでも減るからという提案なのか、それとも職員に無理をかけるという思いの中でこれだけの条例改正してあげろという町長の思いなのか、その点についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） お答えします。

現在、その5,000円を加算によりまして10万5,000円ほどの経費がかかっております。今回キロ当たり200円を加算によりまして、それで程度の金額は変更ございませんけれども、ただ当初十和窪川間、また窪川十和間におきましては、支所便的な配慮もしていただくということで、そういった加算規定も定めておった経緯もございます。その後状況によって変化してきまして、合併3年後で支所便間では頻繁に支所の便の用が必

要性があり、現在は支所便を出しております。そういった理由も変わってきました。

また、一定十和と窪川間においては、5,000円の給付でございすけれども、それ以外の大正地域におきましても、それ以上の距離から通勤しておる方という職員もおります。そういったことの矛盾、そして第一に検討を要したのは、広範囲な四万十町になりまして、それぞれ各地域で職員が貴重な存在であります。それがやはり長距離の時間によりまして、時間的な改善を図るために本庁に近くに家を借りたりするという、そういったことになってくることの弊害というのも生まれてくると思います。なるだけ地域の実情を行政にも反映していただくという意味におきましては、やはり少しそういったことへの配慮というのも、その5,000円の廃止とともに、その5,000円の予算範囲内で手当をしていくということが必要性がありはしないかということで、矛盾とそういった配慮の状況を踏まえましてこのような改正をさせていただいたところでございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） わかりました。

条例にはないわけですが、議長の許可をいただいてちょっと関連になりますので、途中ででもいいかなかったらストップしてください。

大変今言われたように十和・大正支所から本庁へ向けてくる機会がたくさん職員はあるとは思いますが、私の感ずるところは、非常に頻繁に本庁通いが多いのではないかなという、私の感じですが、もう少しインターネットもありますので、そんなに頻繁に行き来せないかなという状況が、私自身こう感じられます。そういった意味では、できるだけ燃料が非常に高騰してますので、できる限り燃費の節減というか、そういうことで目に見えんところが、私ありますので、できるだけインターネット等でできるだけ本庁、支所との行き来が減るような形の努力をお願いして、質問を終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 私は1点だけ、議案第17号の環境課の設置についてお伺いしてみたいと思います。

環境課の設置の業務区分を見ておりまして、大変すばしいことではあるが、抽象的でちょっと間口が広過ぎて、具体的に上のほうの町民課の場合は、いろいろ日常の姿が見えてきます。しかし、環境課の場合の日常の姿というのが、銀河であるとか、し尿処理施設であるとか、そういったもろもろを含めた業務の中にあるんだろうと思うんですけれども、

日常の具体的、果たして設置の必要があるんだろうかなと思うんですが、議案説明の中で
のし尿処理施設の建設についての比重をかけるという点がございすけれども、そちらの
ほうへ主なシフトへ置いて環境課を設置したのかどうなのか。日常の業務はどうなのか。
そして私２番目に言いました、し尿処理施設の建設に向けての比重をかけるために設置を
したのか、そこらあたり具体的にわかればお伺いしてみたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 環境課の設置につきましては、し尿処理センターの建設も当然
視野に入っております。それ以外には、日常の業務として行っておりますし尿それから廃
棄物の処理、それから文化的景観の策定、景観行政の推進、それと四万十川の環境保全、
そういったもろもろの業務もございすが、この条例の一部改正の中では、非常に抽象的
であるということございすけれども、（１）の自然環境の保全に関する事項、そうい
ったところにこのすべてが——すべてといいますか、ほとんどの業務が包括されるのじゃ
ないかというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） １６番田邊幹男君。

○１６番（田邊幹男君） 日々の業務というのを銀河、し尿処理施設等々が含まれるとい
うことでわかりますが、ただこれはし尿処理施設建設になりますと、かなり膨大な事業で
ありまして、スタッフとして普通の課と同じ程度であるのか。そしてまた、もしくはもっ
と縮小されたものでやるのか、それ以上でやるのか、その点は普通の課と同じ配置でやる
のか、その点だけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 今予定をしておりますのは、環境課総員で８名ないし９名とい
うことございす。これは現在の銀河それとクリーンセンターのし尿処理センターです
ね、その現場の職員も含めて８名体制ないし９名体制を考えているところござい
す。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

１３番酒井祥成君。

○１３番（酒井祥成君） 簡単をお願いします。

議案第３５号ですが、医療福祉の関係で、在宅福祉の村づくりということで旧十和地域
ではやっておりましたが、私、それで副町長にお尋ねをしたいと思いますが、合併以前は
福祉の福祉ゾーンというようなことでゾーニングをたしかしておったというふうに思いま

す、旧十和地域は福祉のゾーンと。そういう形でやっておったものが、この中ではだんだんと縮小をされてきているなという感じを受けるわけですが、そういう中で以前にも問題になりました包括支援センターがなくなったと。そういうことで、だんだんと福祉に対するものがこの中で書いておるには、大きな組織の中で職員がカバーできるというふうな形になっておりますけれども、本来福祉計画というのは校区単位というのが、国からの指示の中でもそういう形でなっております。しかしながら、こういう形でだんだんと大きくなって、地域に目が行き届かないという形が起こるのではないかという非常に危惧をしておるわけですが、その点については、例えば運営協議会とか、あるいは地域審議会等にかけてしっかり協議をしながらそういうことでやったのかどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 医療福祉センターの廃止につきましては、昨年の中に地域包括支援センターの運営協議会にもお諮りをしております。それから、昨年地域包括支援センターの統合を行ったわけでございますけれど、それについて包括支援センター運営協議会に諮ってご意見もいただいたところですし、それから医療福祉センターの今回の条例の改正につきましては、十和の地域審議会のほうに9月に諮問をし、11月末でしたか、適正であるという旨の答申をいただいた上で決定をいたしました。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 私は環境課の設置について1点だけお伺いをします。

きのうまでの一般質問の中でも松下議員でありますとか、あと池本議員でしたか、いわゆる家庭排水あるいは四万十川の水の汚染の浄化に取り組む問題が提案されました。その中で執行部のほうの答弁で、無料配布も検討するけれども、なかなか財政的なこともあってといういろんな説明の中で、きのうまでの答弁では、まだまだその環境に対する財政投資がちょっと先が見えんかなという気がいたしました。

しかしながら、こうやって、普通でやれば行財政の問題で、どちらかといえば、いろんな課を統合して組織をスリムにするのが今の方向性なんですけれども、あえて環境課を町民環境課から独立させたと。この目的はわかる範囲内もあります。というのは、やっぱり次の大型プロジェクトがやっぱりし尿処理センター、二十五、六億円近い事業がありますので、それも理解できます。この3つの環境課の役割、2と3、これはよくわかります。

それで、1番の自然環境の保全に関する事項の中で、はっきり環境課の役割が出ておりますので、えひめA Iでありますとか、EMのことについて、これはいわゆる町長あるいは副町長のほうから、やっぱりこれだけ町民課を独立して、こういった自然環境にも仕事を職員も専門の職員を与えてこれからやっていくということですので、予算措置も含めて、きのうのお二方の一般質問のそういった無料配布のことも含めて、これから——今は全国的に見ても、やはり環境にいろんな産業分野も含めて投資をしておりますし、話は大きいんですけども、アメリカのオバマさんが、環境産業でもう経済を活性させるというふうな大きいアイデアも出しておりますので、四万十町として環境課を設置することによって環境問題に対する予算措置、これをどういうふうに考えておるのか、これ1点だけ伺いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 環境関係の予算措置ということでございますけれども、きのうの一般質問でもえひめA Iの取り組み、それに対する答弁も担当のほうから行ったところでございますが、環境課を設置することによって、当然そこあたりといいますか、環境を主体として産業興しといいますか、そういったものもこれから取り組んでいく必要があらうと思います。バイオマス構想もそのあたりに入るのではないかと思いますけれども、環境課の具体的な業務、小さな部分、それはほかの課と競合するといいますか、そういったところも出てこようかと思いますので、今議会終了後庁議を開きまして、その細かい部分の調整については、私のほうから一定の案を出して、また庁議で議論もしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 簡単に伺います。町長に伺います。

この間のシンポジウムの中で、町の取り組み、行政のトップは水質浄化ということを上げておりました。それがあつての環境課かなとも、そういうふうに解釈してもよろしいでしょうか。その点で環境課をつくって水質浄化に一番、町の活性化も景観保全もありますけれども、その上に水質浄化ということを上げておりましたので、そういったことで環境課に力を入れるかなというふうに解釈してもよろしいでしょうか。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 水質浄化だけではございません。いろいろ申し上げましたけど

も、し尿処理センターの改築へ向けての取り組みでありますとか、廃棄物等の適正処理、公害防止もろもろあるわけでございますが、その中でも大きな取り組みの役割の一つとして位置づけてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、すべて質疑を打ち切ります。

これより議案第１７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１８号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１９号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２５号四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２６号四万十町環境基本条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第２６号は原案のとおり可決さ

れました。

これより議案第３２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３２号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第３２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第３３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３３号四万十町男女共同参画計画審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第３３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第３５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３５号四万十町十和医療福祉センター条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第３５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第１２ 議案第２０号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について、日程第１３ 議案第２１号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、日程第１４ 議案第２２号四万十町税条例の一部を改正する条例について、日程第１５ 議案第２３号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、日程第１６ 議案第２４号四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第１７ 議案第２７号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第１８ 議案第２８号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第１９ 議案第２９号四万十町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について、日程第２０ 議案第３０号四万十町給水条例の一部を改正する条例について、日程第２１ 議案第３１号四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例について、日程第２２ 議案第３４号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、以上議案第２０号から議案第２４号及び議案第２７号から議案第３１号並びに議案第３４号の１１議案を一括議題とします。

この１１議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） それでは、大変議案が多いので、わからないところだけについてお聞きをしたいと思います。

まず、議案第２３号の四万十町手数料条例の一部を改正する条例ですが、説明資料の中では、介護報酬が改定をされると。その中で介護保険の分について条例がありますが、その内容が大変不勉強でわかりませんが、なぜ改正されたからといって、いわゆる手数料まで引き上げをしなければならないのかという単純な質問ですが、その点について答弁をいただきたいというふうに思ってます。

それと議案第２７号の四万十町国民健康保険税条例の改正する条例ですが、説明資料を

いただきまして読みました。ただ非常にわかりにくいところがありまして、自分なりに苦慮しました。その疑問点について若干お聞きをしてみたいと思うわけですが、非常にこの説明では、18年度、19年度の国民保険税の中の介護分の介護納付金が非常に少なかったと。18年、19年度ともここに書かれているように1,500万円、1,200万円ほどの不足が生じたということで、21年度から条例を改正をしてどうしてもこの不足分を補いたいということで、国保税の所得割それぞれの引き上げを行いたいという内容であろうと思うわけですが、説明資料の35ページの上に、不足分を介護分で賄うためにはということで金額も書かれています。これを収納する必要があったという過去形で結んでありますが、じゃあ収納する必要があったこの金額は、どういう形で納めてきたのかという、非常に勉強不足でわかりません。そういった意味で、この不足分をどういう手だてを講じてきたのかという点です。その点についてまず質問をして、答弁をもらいたいと思います。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 議案第23号の手数料条例の改正についてのご質問に対してお答えをしたいと思います。

介護予防サービス計画でございますが、こちらのほうは、地域包括支援センターがこのプランを作成するというふうに法に定められておりまして、本町の場合は、地域包括支援センターを直営で設けておる関係上、手数料条例のほうに上げております。

なお、この金額につきましては、介護報酬の中で定められた金額でございますので、その改定に伴い手数料条例のほうも改正を今回しようとするものでございます。

○議長（山岡義正君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） 18年度、19年度の国保税の介護分の不足額をどのようにして補ったかというお尋ねでございますが、資料でも説明はしておりますけれども、国保税の構成でございますが、医療給付費分とそれから後期高齢者支援金分、それから介護納付金分の国保税の構成は3本立てになっております。そのうち介護納付金分は、国から介護納付金分として請求が来るわけでございますが、その分について国保税の介護納付金分として収納した額を納付するわけでございます。同じ国保会計の中から納付をするわけでございます。それが18年度、19年度がただいまご質問にありましたように、それぞれ表2表の額の最後の額ですが、不足をしているということでございます。これについては、一つは、国保会計が3つの部分から構成をされておりますので、一応介護納付金分と

して不足をした額は、その３つの構成をされております国保会計の中で一応精算をされる
といいますか、部分的には他の構成要素であります医療費給付金分あるいは後期高齢者支
援金分等から部分的には支出をされる。それから、なおさらに不足をする額については、
基金のほうより繰り入れをするという会計になっておろうと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） １０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 今それぞれの担当課長から答弁いただきました。

議案第２３号については、介護報酬の改定があったから四万十町でもという話ですが、
ただ聞きたいのは、それぞれ新旧の中で計画を立てるということは、恐らくケアマネジャ
ーさんですか、高齢者のところへ行って計画を立てて申請をする、結局いわゆる高齢者か
らこの手数料を取るのが上がってくるのかということの、私の、いやちょっと勉強が足り
ませんので、そこの。これは住民負担には影響ないのかどうなのかという、端的に言えば
どうなのかということと、続いて議案第２７号ですが、どうも税務課長、あなたは賢いで
すが、私はちょっとわかりません、説明が。今の説明を聞くと、いわゆる国民健康保険税
として一括３つの分野を徴収していると。しかし、１８年、１９年度はこの書かれている
額が不足しておったと。それで、後は支援金の部分で払うとか、いわゆる保険税の部分で
それを賄うて１８年、１９年度は来たというふうに私は受け取ったわけですが、その点で
違いがあれば教えてください。

それと、１８年、１９年度の決算をちょっと見たら、国から来る分があるわけですね、
これに。たしかあった、国庫支出金の中にあるがですか、夕べちょっと見たがです
が、それが額が下がってきている状況に、国から来る分ですね、ちょっと一部見たがで
す。その資料ちょっと今日持ってくるの忘れましたが、どうも減ってきゆうな。その原
因は何かなっていうのはわかりませんでしたので、私が見間違いなのか、実際そうなの
か、じゃあ国が減ってきたのはどうなのかということと、どうしてもこの問題が２１年度
から改正することによって、いわゆる国民被保険者が負担がかなり増えてくるのじゃない
かなと私は思ってます。今の今度の改正によっておよそ１世帯当たり平均ですね、当然違
いますので、どれくらいの負担額になってくる計算を立てれば教えてください。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） この計画料は先ほどおっしゃられましたように、サービ
スのプランの作成に係る分でございます、これは介護の給付費の中に含まれますので、

そのサービスを利用される方が介護の利用料として1割分を負担する中に入っております。

(10番田邊哲夫君「入ってる、はい」と呼ぶ)

○議長(山岡義正君) ほかに質疑ありませんか。

(10番田邊哲夫君「いや、答弁まだなんで」と呼ぶ)

山本税務課長。

○税務課長(山本 靖君) お答えをいたします。

ちょっとお詫びをせないけませんが、説明資料の中で、円柱を横にしたような図があるわけですが。

(10番田邊哲夫君「見えんのよ、これが」と呼ぶ)

これがちょっとこういうもので説明したほうがわかりやすいというように最初は思ったんですが、ちょっと表2との関連で、ちょっと数字とか文言が整合性を欠く部分がありまして、お詫びを申し上げます。あくまでも今回の試算は、表2の数字に基づいて行われております。

そこで、お尋ねのことにつきましては、その図のほうでちょっとご説明をいたしたいと思うわけですが、まず国庫負担金分が年々下がってきているのではないかというお尋ねでございます。これについては、毎年介護納付金分として国から請求がまず来るわけでございますが、これはどういうふうに計算をされるかといいますと、全国の市町村の標準の給付額と介護予防事業費の総額を国のほうが試算をいたしまして、それを全国の加入者で割ります。そうすると1人当たりの額が出るわけでございますが、それが4万9,633円でございますが、これに四万十町の被保険者数を掛けました額が介護納付金分として請求があるわけでございます。それがこの図でいきますと、20年度は1億3,732万4,000円の決算見込みになると見ておりますけれども、これが納付金の額でございます。それに対しまして、国庫負担金、これは真ん中の図でございますけれども、これもちょっとまずくて療養給付金という表現をしておりますが、国庫負担金ということで、これはもう割合が決まっております。34%でございます。ですから、この国庫負担金というのは、介護納付金の額によって決まるわけでございます。それと、その隣の普通調整交付金、これはあと2件の持ち出しでございますが、これも定率でございます。これは国の予算内においてそれぞれ市町村の実情に応じて配分されるということで、普通調整交付金という名前がついております。今言いました2つを除いたのが、本来でありますと国保税の

介護分として賄うべき額でございます。その額がちょっと色をつけて表示をしているところでございますが、そのうち実際に税で収納された額というのは、33%程度でございます。残り10%が不足をしている状況でございます。これをこの不足分につきまして、基金の取り崩し、あるいは介護分といいますのは、国保税の被保険者のうち40歳から64歳までの被保険者が介護分の対象でありますので、それ以外の国保税の被保険者分も一緒に集めているわけでございますので、言葉は悪いですが、一部介護分以外の被保険者にしわ寄せが寄っている部分があると。その部分とさらに不足する部分は、国保税全体で不足する部分は基金から取り崩しで帳じりを合わせているということでございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ今答えをいただきました。

どうも税務課長の答弁が、非常に自分自身は理解しにくいのは、要するに、今までは国民保険税で負担分はあと基金から穴埋めをしてきたけれども、21年度からはそれとできないだろうからという形で——できないというか、どうしても40歳から64歳の方には負担を増やしてもらいたいという思いじゃと思うのですが、ちょっと答弁漏れてますが、どれくらいの世帯当たりの増額、この計算でいくと、およそですよ。どれだけ歳入増になるかでも構いませんが、この計画どおりの改正をするということです。

それと、担当課長が強調したいからということでカラーにしてももらいましたが、私4つの目を持てますが、特に赤、一切読めもできません。もう少し強調したい気持ちはわかりませんが、逆に白黒のほうがずっと私は見やすいということを今後の参考にしてほしいというように思っていますが、まだ答弁いただいたけども、理解が私の足りませんが、要するに基金を取り崩して部分も賄ってきたと。しかし、基金がどれくらいの額もちょうと最後に、どれくらい今国保基金があるのかちょっと聞きたいですが、限界に来たのか、それとも崩すけれども、住民からも負担を増やさなければやっていけないというのか、前にも聞きましたけれども、基金の一つの例えば基準というのが厚生労働省のあるけれども、うちはもっと十分基金を持っているという答弁が本会議中であったわけですが、私が言いたいのは、大変厳しい状況の中で自分自身も国保払ってますが、これの負担が非常に重くのしかかってきているのがほとんどの被保険者だと思ってます。特にこの厳しい21年度にこれほどの保険税を上げることは、私はどうかなというように思ってますので、国保基金の取り崩しはこれ以上できんのか、それともどれだけ基金があるのか、その点について、最後に質問した答弁をください。

○議長（山岡義正君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） 繰り返しになりますが、介護分の請求額、国から請求されます額は、国保の国保税の介護分、介護納付金分として収納された額で賄うべき額でございます。それが不足をしているということでございますので、だれが負担をしているかということでございます。それは介護分以外の若年の国保の被保険者にしわ寄せがいつているということでございます。ですから、介護分の請求額に係る分につきましては、国保の介護分の被保険者から徴収をしなければならないということで、早急に改善を求められているものでございます。これは県の指導もあっております。

それから、答弁が残っておりまして申しわけございません。これは余り1世帯当たりのどれくらい増えるかということでございますが、条件設定にもいろいろあるわけでございますけれども、20年とそれから21年予定されております率で比較をしてみますと、1世帯当たりで6,900円ぐらいの平均増額に、アップになりはしないかというふうに見ております。

それから、基金のことをお尋ねでございますが、基金は現在17年度末ぐらいから決算から繰り入れが始まりまして、今現在19年度末残額は5億3,100万円程度の19年度末の残額でございます。既に20年度分として1億円強の取り崩しが見込まれております。残り4億円強ということになろうかと思えます。それで、そこら辺の兼ね合いをおっしゃっておられましたけれども、これは国保の運営協議会という組織がございまして、そこでそれは住民の方、それから学識経験者の方の集まりでございますけれども、そういうところで十分——今回の提案もその運営協議会のご意見をいただいて提案をさせていただいているわけでございますけれども、そういうところでその基金の問題、それから税率アップの問題も協議していただいて意見をいただかないかんというふうには考えておりますけれども、現在不足しているのは介護分だけではなくて、国保全体の分も、これはもうもっと額が太くて1億円強、全体でも不足をしております。それでこれを毎年毎年基金から崩していくとなりますと、あっという間に基金は消滅することになるわけでございます。その辺も協議をしていただかないけませんし、基金本来の運用の目的といいますか、これについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動ということが本来の目的であろうと思えますので、そこら辺も考えて一定額は残す必要があるでしょうし、急激な税率アップにならないように部分的に取り崩しつつ、若干のアップもしていくというようなことも考えられますし、そういったことを国保の専門の運営協議会で

十分協議をいただいて意見をいただきたいと。今回はそれらのことを一遍にやるわけにはいきませんので、とりあえず是正を求められております介護保険分の帳じりを合わせる議案を提案をさせていただいたわけでございます。

(10 番田邊哲夫君「わかりました」と呼ぶ)

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 20 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 20 号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 20 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 21 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 21 号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 21 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 22 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２２号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２２号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これより議案第２３号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２４号四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２７号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２８号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２９号四万十町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第３０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３０号四万十町給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第３０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第３１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３１号四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第３１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第３４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３４号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ただいまより1時15分まで昼食のため休憩します。

午後0時01分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案16号四万十町住宅新築資金等償還事務条例についてを再び議題とします。

この議案につきましては、先刻お諮りしたとおり質疑は終了しましたが、執行部答弁が一部で不足しておりましたので、これより執行部答弁を行います。

浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 田邊哲夫議員さんの質問に回答がおくれましたことを大変申しわけございません。

この償還事務条例は新旧ございます。今後非常に訴訟等の場合もございます。そういった場合に慎重に期して法律的な解釈も判断させていただきました。

この新町の発足後、3町村の条例を引き継ぐこの償還事務に関する、これについては新条例を制定して対応するべきであったところがございますけれども、制定がその時点がなされてなかった。大変おくれたところがございます。今回この条例提案となったところがございますけれども、旧町村の事務の継承につきましては、地方自治法の第5条第1項の規定に基づいて行っていくということになっております。この第5条第1項といいますのは、地方自治公共団体が廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通公共団体がその事務を継承するという規定になっております。これは旧条例という表現につきましては、新条例を制定する場合に適用範囲等示すということで、通常使われてきている語句になってくるわけでございます。法的にも旧条例という表現をされておるところでございます。今回新条例の制定でありますので、地方自治法施行令でいう旧町村の事務の継承の根拠を示すという表現でございます。旧条例したところで、そういった意味で旧条例という形をとったところがございますので、先ほどの規定のとおり、旧条例は法的にもその問題はないというところで解釈をさせていただいてますし、そういった通常の法令

の解釈をしておるというところでご了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 質疑が終了しておりますので、これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号四万十町住宅新築資金等償還事務条例についてを採決します。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第23 議案第36号四万十町湯の里ふれあいの家に係る指定管理者の指定について、日程第24 議案第37号四万十町地場産業振興センターに係る指定管理者の指定について、日程第25 議案第38号四万十町窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について、日程第26 議案第39号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について、以上議案第36号から議案第39号までの4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番島岡幹夫君。

○4 番（島岡幹夫君） これは質問のような状態でないんですけども、議案第38号と議案第39号、これは団体の所在地が日野地になってますけど、これは旧の所在地じゃないですか。松葉川温泉のときはよかったですけども、地域振興公社がもうあそこではなくなるわけですから、この団体の所在地はミスプリじゃないかなと思いますけれども、訂正していただきたいと思いますが。

○議長（山岡義正君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） 4月1日から新たな契約となりますので、現段階では住

所的には日野地ということになりますので、提出日になりますので、よろしくお願いします。

(4 番島岡幹夫君「わかりました」と呼ぶ)

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 36 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 36 号四万十町湯の里ふれあいの家に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第 36 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 37 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 37 号四万十町地場産業振興センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第 37 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 38 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３８号四万十町窪川四万十会館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第３８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第３９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３９号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第３９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

地方自治法第１１７条の規定により、１１番松下和孝君、１４番下元昇君の退場を求めます。

〔１１番 松下和孝君、１４番 下元 昇君 退場〕

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第２７ 議案第４０号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第４０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４０号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

１１番松下和孝君、１４番下元昇君の除斥を解きます。

〔１１番 松下和孝君、１４番 下元 昇君 着席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２８ 議案第４１号四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定について、日程第２９ 議案第４２号四万十町下津井ヘルスセンターに係る指定管理者の指定について、日程第３０ 議案第４３号四万十町十和林業研修センターに係る指定管理者の指定について、日程第３１ 議案第４４号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について、日程第３２ 議案第４５号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について、以上議案第４１号から議案第４５号までの５議案を一括議題とします。

この５議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

１２番林健三君。

○１２番（林 健三君） 議案第４１号と議案第４２号について質問したいと思います。

先般、今回の予算の資料の中にも管理費を４００万円ぐらい計上しておりますが、前般でしたか、私、炭窯の用地移転ということがありまして、ぜひともウエル花夢のほうへ炭

窯を持っていってくれと言っておりましたが、その件はどうなったか。そして、今回の20年度の予算の中に江師の実験場のあれが一千ちょっとの予算が出ちったと思います。それとの連携はできんか。あそこへ、言うたら今アスパラで四万十P o tとあとN P Oの関係でアスパラをつくると言っておりまして、今回張りかえをやるということで1, 0 0 0万円ぐらいついちょったと思います。それとここでちょっと資料を見たら江師っこクラブと連携してやりゆうとかという話をここ書いてますが、選定理由ですわね。その関係で下等へ、言うたらイチゴとか植えてもろうて、それなりで観光客を呼ぶとか、いろんな企業努力はしてもらわないかんと思います。それができないかというが、それから、下津井の議案第43号の件ですが、ヘルスセンターに係る。今ここのヘルスセンターは、地権者が2名ほどおるわけです。それで、多分今回の予算の中でも用地代というがで、多分お金が出ちゅうと思います。16万円ぐらいじゃなかったんかなと思うがけんど、その前側に町有地があるがですよ、町長はご存じやと思いますが。それとの何か用地の交換を前から、旧大正町のときからずっと継続でやってくれ、やってくれといいもって延び延びとなっちゅうわけです。それでその辺どうなっちゅうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、私のほうから、議案第41号と議案第42号のご質問に対して回答をしたいと思います。

まず、ちょっと指定管理から外れたような質問みたいなところもちょうとありますが、炭窯の件につきましては、前回の定例会の中で有効利用ということでウエル花夢の上のほうにどうかというご提案がありました。いろいろ検討もしてますけど、ウエル花夢というところの環境も重視したような位置にございますし、煙等とかということで、いろいろな地元との対応もあると思いますので、一たんウエル花夢ということはちょっと問題があるかということで、今のところ設置するというふうなことは、ウエル花夢のことは考えておりません。

それから、江師の実験場とか、それから今のところ、あそこは農林事業団のところに貸しておりますが、いずれ四万十P o tという農業生産組合がございまして、そこへの指定管理ということも今後考えておりますが、できますれば、そういう実験場の農地等を利用してウエル花夢の来る利用客等との交流ということもひとつ考えるところではございます。そういうことで、管理する団体が違いますので、そこら辺は連携した取り組みの中で、キャビンも有効に使っていききたいし、今回の議会でも出てますように、クライנגアル

テンですか、窪川地区でもできますが、そういった小型的といいますか、そういう地域に合った利用ということも今後考えて、ウエル花夢の利用上にもつなげていきたいというふうに考えております。

それから、下津井の件ですが、下津井は議員おっしゃるとおり、2名の方に土地の借用ということで、現在そのままの状態でございます。その後の町有地のほうとかという問題については、ちょっと私、今のところちょっと承知してないもので、今回答をすることができませんが、後ほどどういう状態かということをもたお知らせをしたいというふうに思っています。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 議案第41号の件ですけど、一応炭窯の件、ちょっと離れちゃうかもしれませんが、持っていくあれはないという話であります、私はぜひとも上のほうじゃったらクリ園があるがですね、上のほうに。キャンプ場の上側に。あそこの辺じゃったら、僕は用地でも大丈夫じゃないかなと思うと思うがやけど、できれば、それで前から執行部の答弁は、長期滞在型、長期滞在型ということばかりずっと言うてきたですよ、前の町長は。うちの旧大正町ですよ。そういう形もぜひ、いろんな施設があるわけですよ、大正も、登り窯とか。それで、そういうものを有効に使うて、アドバイスするのは、指定管理までは頭突っ込めんと思いますけど、指導するところは執行部のほうはできるはずですね、ぜひともそういうことをやってもらいたいと思います。登り窯やりゃ、登り窯であれをつくってよね、陶器をつくらせて、そしたら1週間ぐらいかかるがですよ、陶器つくるがでも。

○議長（山岡義正君） 12番議員さん、ちょっと指定管理の話からちょっと話が、質問がずれておりますので。

○12番（林 健三君） ああわかりました。ぜひともそういうことで。

それから、用地の件について、下津井ですわね。ぜひともこれは早目に取り組んでもらうて、執行部、町長じきじき行って地権者と話し合いして、できれば、町有地と交換するような話にしたほうがよ、僕はかえってそんな要らん金も16万円も毎年毎年使い込んでも、その辺もう一回再度町長にお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） その場所が僕もはっきり把握をしておりますが、議会が終わりましたら、大正総合支所の担当と一緒にいきまして、確認をさせていただきたいと思い

ます。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） 議員さん、先ほど私、後ほど資料等々と言いましたが、下津井ヘルスセンターの。資料というよりも、先ほど高瀬副町長がおっしゃいましたように、今後今までの経過とか含めまして、今後の対応をどうするかということも含めまして地元との交渉というほうに移っていきたいと思いますので、資料の提出のほうは、ご勘弁願いたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はございませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 今と重複するかも知れませんが、議案第41号ですが、オートキャンプ場「ウエル花夢」をエコロジー四万十に指定管理をすると。これまでも従来もしておったということですので、問題はないかと思いますが、このエコロジー四万十という会社は、以前20年度の当初予算の中でも若干説明させていただきましたが、以前行ったときには、ここは恐らくユズとかあるいは木の皮の油の抽出をやっているような会社ではなかったかという思いを持っておりましたので、何か不釣り合いな会社への指定管理じゃないかという気がするわけですが、片一方はそういう実験的ないろんなものをつくっておると。オートキャンプ場っていうのは、交流施設だと思いますが、このことについて、エコロジー四万十という会社がどういう会社なのか、少し詳しく説明願えればありがたいんですが。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、私のほうからご説明したいと思います。

以前の定例会等でもエコロジーの会社につきましては、若干のご説明をしたかというふうな記憶がございますが、この会社は、平成9年度に旧大正町で新エネルギービジョンというものを策定しました。その中にはエネルギーには風とか太陽とか、また今本町でもやっております農林バイオマスとか、そういう新しいエネルギーを導入して、風力、太陽光のエネルギー、それから水力とかという部分でそういう事業化ができないかというようなエネルギービジョンの計画でございまして、それを実現化するということで、住民出資で会社をつくったらどうかということで立ち上がりまして、町内の建設業者とか、または賛同できる住民とかで出資して展開をしております。ただエネルギーというだけでは事業化

がなかなか難しいということで、会社自体は現在ユズオイルをつくっております、それを商品開発して化粧品とかいろんなものに香料に使用するような商品開発をしております。8日の日曜日の新聞にもちょっと出てるんですが、四国の開発の現場からということで、ただいまそういうことでやっておりますが、オートキャンプ場のほうをなぜしたか、適正なエコロジーがいいのかなということで考えますと、地域の産業興しといいますか、その中にいろいろヒノキとかそれからユズとかを使った商品開発をするということで、エコロジー自体も地域力とか住民力とかを発揮するために住民が一緒になって、第三セクターか行政主導じゃなくて、民間の力とそれから住民が一緒になったもとの地域おこしをしたいということで、まず奥四万十構想とかがございまして、そういう中に地元と一緒にあった商品開発の取り組みとかをともにやっていこうということで、キャンプ場を拠点としてそういう展開をしたいというような思いが会社にあります、その思いを酌みましてエコロジー四万十ということにしております。

以上であります。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） あらかた理解はできました。ただ3年ほど前でしたか、議会で産業委員会でこのエコロジー四万十へ行ったときには、ユズオイルで油を抽出して大々的にやりたいというふうな話もされておりましたし、ユズを大量に欲しいというような話をされておりましたので、私自身は、今お話にありましたように、新たな商品開発の会社かなという思いを持っておりましたので、随分違和感を持ったわけですが、別に差しさわりのないということであれば、別に構わないじゃないかと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指

定についてを採決します。

議案第４１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４２号四万十町下津井ヘルスセンターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４３号四万十町十和林業研修センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４４号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４５号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

地方自治法第１１７条の規定により、２１番牧野利恵子君の退場を求めます。

〔２１番 牧野利恵子君 退場〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第３３ 議案第４６号四万十町窪川Ｂ＆Ｇ海洋センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第４６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４６号四万十町窪川Ｂ＆Ｇ海洋センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

２１番牧野利恵子君の除斥を解きます。

〔２１番 牧野利恵子君 着席〕

～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第３４ 議案第４７号四万十町デイサービスセンター緑林荘及びさくら貝に係る指定管理者の指定について、日程第３５ 議案第４８号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第３６ 議案第４９号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について、日程第３７ 議案第５０号四万十町大正生活支援住宅に係る指定管理者の指定について、日程第３８ 議案第５１号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について、日程第３９ 議案第５２号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、以上議案第４７号から議案第５２号までの６議案を一括議題とします。

この６議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第４７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４７号四万十町デイサービスセンター緑林荘及びさくら貝に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４８号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４９号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第４９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５０号四万十町大正生活支援住宅に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第５０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５１号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウスに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第５１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５２号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指

定についてを採決します。

議案第５２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

ただいまより２時まで休憩します。

午後１時４５分 休憩

午後２時００分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第４０ 議案第５５号平成２１年度四万十町一般会計予算を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番山上利嗣君。

○８番（山上利嗣君） 一般質問も１番にやらせてもらいましたので、議案審議も１番に質問をさせていただきます。

一般会計の分で、ページの８２ページになると思いますが、款の５労働費の中に旅費、食糧費という部分が若干の金額が入っておりますけれども、これに関連いたしましてちょっと質問をさせていただきます。

この予算については、企業誘致、企業立地により雇用促進政策といいますか、事業を政策監の登用も含めて２１年度より実行するための予算と考えてよいのかどうか、この確認と、またこの事業推進の担当者はどの課に属するのか。また、この担当者と政策監との仕事についてのかかわりはどのようなになるのか、まずこれをちょっとお聞きいたします。

○議長（山岡義正君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） お答えをいたします。

ページ８２ページの旅費それと食糧費の関係でございます。今回、普通旅費につきましては、１３０万６，０００円を計上させていただいております。そのうちに企業誘致、企業立地関係の旅費が、そのうち１０３万８，０００円をそのうち企業誘致関係で計上をし

ております。それと食糧費につきましては、ご指摘のとおり、その関係の食糧費でございます。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） この事業推進の担当者はどの課に属するのかという質問でございますが、雇用関係でございますので、商工観光課のほうに属するというふうに思います。

それと、この担当者と政策監のかかわりですけれども、政策監といいますのは、どこの課にも属さず、幅広い分野でといいますか、政策を実現するためにいろんな課と連携を持つわけございまして、そういった関係で課には属さないという解釈をしていただきたいと思います。担当者と政策監とのかかわりといいますのは、担当者は当然その課の課長の権限のもとで動くということになります。政策監が、例えば新産業政策監の例をとりますと、新しい企業の誘致あるいは内発的な企業興し、そういったものに政策監が携わりまして、それが話がついて、事務的な作業に入れば、担当者のほうに業務が移るという解釈でお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） 担当の方は部署は商工観光課に属するとお聞きをいたしました。この場合に仕事に当たる担当者は、企業立地、企業誘致の関連の専属の職員としての配置になりますか、それともほかの事務も兼ねた職員さんとしての配置になるのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 人事の関係は、課長がどこそこの課に配属を命ずるということになれば、それを受けた課長が、課の業務量等を見て担当を決めることになりますので、商工観光課のほうでの課長の采配で決めていただくようになろうかと思いますが、専属にはならないというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） 兼務の形になることになりますね。わかりました。

それで、どうもこの間からお聞きをしておりますけれども、協議会でもお聞きをしましたのは、政策監の位置づけがちょっと理解しにくい部分がございまして、商工観光課の中で企業立地、企業誘致関連の案件のそういうことが出てきた、それからほかの課にまたがってるということも政策監としては当然やっていくというのはお聞きしましたが、いろん

な事業の案に対しての決裁のシステムなんかは、課長、政策監ともどのような位置関係になるのか。それで、その部分はもう課長——やっぱり課長を通じて政策監が判断して町長への決裁になるのか、その辺の政策監の位置づけといいますか、決裁のシステムについてもうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。最後です。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 細部の詰めは、これから詰めていかなければなりません。16日に庁議を行うこととしておりまして、その中で検討もしていただきたいというふうに思っておりますが、私の頭の中では、政策監と課長等の決裁は、政策監が動いて、例えば企業誘致等を行う分については、関係する課が当然把握もしておかなければなりませんので、合議という形でいくと。その政策監が進めている事業について、細部の事務処理を担当課から上がってくる分については、当然政策監も決裁を行って、副町長、町長に決裁が上がってくるようになるというふうに思っておりますが、細部については、これから庁議でなお詰めさせていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はございませんか。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 予算資料のほうでちょっとお伺いをいたします。

ページが12ページですが、アロエの工場の機器の補助金が出ております。これについては、今後機器の更新時期にはいつもこういうような形で買いかえていくのか、これについてお伺いをいたします。

そして、18ページ、シカの個体数調整ですが、これについては、県のほうが雌ジカについては、1頭について1万円、それから雄ジカについては5,000円ということで、去年から決まっておるわけですが、県全体で去年については6,700頭ぐらいの駆除ができたということで報じられておりました。それで、21年度は1万5,600頭ぐらいの去勢を、駆除を予定をしているということが報じられております。四万十町ではどれだけの駆除ができたのか、この個体数がわかっていれば教えていただきたいと思います。

それから、19ページの林業の木材産業等振興整備事業ですか、これについては、これは森連、県の森連のほうの市場のほうへ補助金ということになろうかと思っておりますけれども、県森連の市場、県下には5カ所ぐらいあるわけですが、その所在する自治体が県森連のほうへこういうような補助金を出したことがあるのかどうか、そこらあたりがわかれば、お答え願いたいと思います。

以上、3件よろしく申し上げます。

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） そしたら、12ページのアロエの機器更新についてのお答えをさせていただきたいと思います。

今まで初めての予算措置ということでございますので、ちょっとご説明させていただきたいんですが、平成6年、7年で北幡振興協議会、旧の西土佐、十和村及び旧大正町がアロエの生産の振興を図るということで、属地は旧西土佐村ですが、地内に設けた施設でございます。平成7年1日から供用開始をしておるということで、現在四万十市の管理の条例の中で管理をされておるところです。それで、その中で今まで平成7年の委託契約、さらには16年の委託契約をして、大きな施設更新については、特にその契約の中では触れられておりませんでした。電気、水道等々、そういったランニングコストに係る分については、乙、利用者のほうでという規定がございますが、それにあわせて小修繕、通常営業に伴う小修繕については、乙、利用者のほうでということになってます。今回、ご提案させていただいた内容で、ちょっと事前協議をしましたが、そういった北振協という組織の中での契約がそこに触れられておりませんでしたので、四万十市の担当課と協議をした結果、甲の施設というようなことの要素、それからそれぞれ契約の内容については、甲・乙協議の上ということで会を持ちまして、今後施設の管理主体といいますか、設置主体は機器の更新は、大きな更新ですね、していこうというような了解のもと、当然今までどおり小さな修繕については、乙がやるというようなことで、今後初めての更新ということで、平成7年からですから14年くらいたっておりますので、十分耐用年数が過ぎた機器の更新に当たると思います。ちょっとそしたら財源はということで、問いはないですけども、財源については、これまで平成7年の供用開始から2年間については利用料金の徴収はしておりませんでした、その後2年を経過した後からこれまで利用料金の徴収をしております、かなりの額がそれぞれ納入されております。それを充てて今回実施するということになっております。

それから次の、シカの個体数、ちょっと自分の手元に詳細なちょっと資料がないですから、後ほどご答弁させていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 19ページの林業木材産業構造改善改革事業につきましてご説明したいと思います。

この事業につきましては、高幡共販所に対する機械設備に対する補助金ということで計上させていただいております。今までに森連への補助金を出したことがあるかということですが、手元のほうに森連の一覧表は持っておりませんが、旧大正町時代、大正町森林組合さんが北ノ川の山土場整備を行ったときに補助金を出したようなやり方でして、当然事業主体に高知県森林組合連合会というところが事業主体になれるもので、国、県、町が上乗せの補助金を出すような予算計上となっております。

○議長（山岡義正君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） アロエのほうについては、今までの多少は機械代として月々もらっておったということで、その積み立てがあつて、その中からということだったろうかというように考えておりますが、それはわかりました。

それでシカの個体数ながですけど、今資料がないということですが、昨年も言ったことですが、雌ジカについては、これは県のほうも1万円、それから雄ジカについては5,000円ということであるがですが、林業家については、雄ジカのほうが大変被害を出すわけですが、これについても、やはり町の持ち出し5,000円を上乗せして、雄ジカにもそれから雌ジカにも両方に1万円というようなことができなかったか、これについてわかればお答えをしていただきたいと思います。

それから、林業のほうですけども、その中身については、フォークリフトが300万円というようなことが出ているのと、ロングリーチグラップルか、それが1,440万円というようなそういう金額が出ておりますが、これらについて、フォークリフトこれについて300万円という金額は異常に高いがじゃないかなというように自分は考えるわけですけども、これについてはどのような計算でこういう金額になったのか、それがわかっておれば、教えていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） そしたら、アロエの関係でちょっと補足させてもらいたいですが、これまで私どもの町に利用料として収入されておる額についてちょっと参考に申し上げておきますと、現在この21年3月末の納期で6,570万円余りが入っております。

それから、雄ジカ、雌ジカの固体の関係数量なんですけど、これは県の段階で、ちょっとせんだって前回の過去の定例会にもご説明しましたが、雌ジカの捕獲をして適正な頭数を確保するというような基本的な方針がございます。確かに今年——今ちょっと資料取りに

行ってるんですが、雄ジカが多いです。捕獲頭数は断然に雄ジカが多いですので、確かにそういった森林資源の食害というのは、本当に協議会のほうでも意見聞いてます。ですから、適正頭数の確保については、私どもが今まで所管してきましたが、今後林業関係の林業被害のいわば有害鳥獣という形でのとらえ方をすれば、そういった上に２段重ねといいますか、この額をそのまま上げてしまいますと、事業の趣旨等とちょっと一定問題ということはないですが、県の意向が反映できないということにもなりますので、それに上乘せする部分については、今後の課題です。町長等との課題ですが、検討課題となると思いますけども、有害鳥獣の捕獲報奨という上乘せができればなというふうには考えておりますが、今後農林水産課と林業振興室は一体的な今後状態になりますので、その中でご協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） フォークリフトの見積金額が高過ぎるというご指摘ですが、あくまでも計画時の高知県森林組合連合会の見積もりによるものとして計上しておりますが、事業実施というときは、入札減が発生すると思っております。

○議長（山岡義正君） １５番竹内常喜君。

○１５番（竹内常喜君） シカの個体数のんですが、町長はいつも語られることについて、これ四万十町は８７％が山で、林業抜きにしては四万十町は語れないということをやいつもお聞きするわけでございます。ぜひひとつあと５，０００円の上乗せを雄ジカにもして、猟友会の方がその駆除をしてくれるときに、少しでも手助けになればというように私は思っておりますので、この件について最終的にひとつ町長のほうからご答弁をお願いをしたいと思います。

そして、林業のほうのフォークリフト、これについては、入札のときにその金額がはっきりわかるという答弁でしたけれども、このフォークリフト、大変原価と実際の売り値、これ大変幅があるものでございまして、確かに原価は二百三、四十万円の原価があるわけですが、実際の取引は百五、六十万円で取引がされているのが通常の価格でございますので、それで予算が通ったからといって、高い金額を支出をしないように、ひとつ十分に注意をして臨んでもらいたい、このように思っております。これについては、もう答弁は要りませんけれども、町長のほうよりひとつ、シカの個体数ののがについてご答弁をお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） シカの捕獲報奨金について、雄ジカについても雌ジカと同等に単価 1 万円でという趣旨のご意見だったかというふうに思いますが、県の制度を導入しながら県と協議をして、その統一単価で一応提案を申し上げている現在でございまして、直ちに新年度——直ちにというか、新年度はもうこれでいかざるを得ないというふうに思っておりますが、将来的な課題として検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

23 番宮地章一君。

○23 番（宮地章一君） 3 点ほど質問をしたいと思います。

まず、ページ 43 ページですが、廃止路線代替バス路運行費補助金が 8, 281 万 6, 000 円出ております。先般の一般質問の中でもこのバスの問題につきましては出されたわけですが、この 8, 281 万 6, 000 円の恐らく高南観光と北幡観光であろうと思いますが、振り分けと振り分けの根拠、それとスクールバスの運賃は入っておるのかどうかをまずお尋ねをしたいと思います。

次に、86 ページですが、86 ページ集荷体制の構築委託料とそれから販売システムの構築委託料がどこへどういう形で入って利用されておるのかということと、もう一点、ページ 93 ページですが、これにつきましては、産業常任委員会でも質問をしましたが、非常に大事な、常に町長も言っておられますいわゆる森林率 87% の本町の中で、山を今後どのように山の事業を進めていくかという中で、森林整備促進推進事業補助金と森の腕立ち育成事業補助金の事業のあり方といいますか、どこの山で何をするのかというご説明を願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

86 ページ、集荷体制構築委託料この 210 万円という部分でございますね。これについては、今回の産業振興推進補助金を充てた事業でございまして、相手先は、拠点施設あります株式会社あぐり窪川に委託されることになります。

それで、内容については事業実施に至る。というのは、集出荷システムの事業実施ですので、一般質問でもお答えを申し上げましたが、大正・十和を集荷をしながら高知市または松山市への出荷の実証とそれら、例えばいろいろな中身の専門的な知識を有する方の指

導を伺うための指導料、そこへは委託事業になると思うんですが、あぐり窪川からの再委託ということになると思いますけども、そういった事業に充てて流通出荷システムの経費まで含めたシステム確立を行おうというのがこの事業でございます。

それでもう一方、２３０万円の口でしたかね。

（２３番宮地章一君「いや、販売システム構築委託料、これは多分そうじゃないかと思うんですが」と呼ぶ）

そうです。これはすみません。ちょっと勘違いしました。５０万円の積算については、高知市を——松山市は既に十和のほうで一定の実践開発されてますが、我々窪川地域また大正地域も含めて、高知市も大きなターゲットにしておりますので、高知市の中央公園とか量販店、さらにはそういったところでの街宣活動といいますか、そういった販売活動を通じてながらモニタリングをして、まだ計画の承認だけでございますが、県の。来年度２２年度においてそういったことが熟すれば、アンテナショップを設置をしたいというような前段の調査も含めた経費、会場使用料ということになっております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） ４３ページの廃止路線代替バスの補助金の関係で説明させていただきます。

この内訳ですけど、高南観光自動車のほうが４，７０２万３，０００円、北幡観光自動車が３，５７９万３，０００円でございます。昨年より伸びるような状況があるのは、大野見へ向かう生活路線バスがあるわけなのですが、それが国庫の補助事業に達する乗車人員がないということで、その場合には町が負担ということになっております。そういった意味で、そのるるの関係で多少増える額になっております。

それから、スクールバスについては、教育費のほうで支出の項目が入っていると思います。

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 先ほどの竹内議員のシカの捕獲の実績ということでちょっと今報告がおくれて申しわけございません。３月３日現在で、雄ジカが窪川、大正・十和地区合わせて１４３頭です。雌ジカが現在９４頭ということでございますが、猟期間中は３月１５日ということで、まだ報告が一定できてない分もあるかと思いますから、これより高目に増えてくるんじゃないかと思います。予算のほうも本年の実績にちょっと多目

に当初予算を計上させてもらっておるところでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） ご質問の93ページの件ですが、予算の当初の主要事業の概要というペーパーの20ページを見ていただきたいと思います。

森林整備推進事業につきましては、事業内容につきましては、間伐を実施するための機械整備でありまして、四万十中央森林組合さんにハーベスタ1台とフォワーダーを1台、残りは附帯事務費ということになっております。

森の腕立ち育成事業につきましても、事業内容で、森の工場内で基盤整備及び高性能林業機械に対する補助ということにしてまして、30ヘクタールの団地をつくりまして、その中で作業道を開設したり、間伐を行うための事業でして、基盤整備として窪川町森林組合、それから大正町森林組合、四万十中央森林組合さんに、窪川町森林組合さんに3,000万円、それから大正町森林組合さんに1,520万円というふうに、掛ける17%という表示がしていますが、通常の事業は68%が補助金として来ますが、さらに森の腕立ちたちといいまして、団地化をすると、17%上乘せになりまして、補助率が85%になるという事業でして、団地化をするとこういう有利な補助金が受けれるということになっております。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 数々についてお尋ねしたわけですが、今の課長の答弁の中でもありましたように、教育費でスクールバスは賄うということですので、この予算額からいいますと、別建てということですか。はい、わかりました。

それと根拠、いわゆる高南観光と北幡観光の振り分けをお教えいただいたわけですが、これの根拠もちょっとお尋ねしたんですが。

それと、農林課長にお尋ねをしました集荷体制の構築委託料の中で、答弁の中に、あぐり窪川が受けて、大正・十和の集荷の費用であるという説明をいただきました。ただ十和のおかみさん市については、地産地消事業の委託料で集出荷の事業料が出されておるのじゃないかというように思いますが、その点がどうでしょうか。

それと、今林業室長から答弁いただきました事業につきましては、当然森の工場を30ヘクタール以上の団地化で85%の補助があるということは、非常に有利な事業に取り組んでおるわけですが、これはいかに林家いわゆる森林農家にこれを広報していくかという

ことが、より一層今から大事になってくるというように思いますので、そのことにしておいていただきたいというように思います。

さきの2点、お願いします。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 答弁漏れがありまして申しわけございません。

その補助金の算定の根拠でございますが、これは補助金要綱に基づいてやっているわけなんですけど、2つのバス事業者、それぞれ旧町村のやり方というのがございまして差異がございます。まず最初に、北幡観光自動車でございますが、これは経常収益から経常費用を引いて、その差額について90%を補助金として支出するという建前になっております。それから、高南観光自動車については、経常費用額の算定に当たって、キロメートル当たりの単価を設定しております。それは観光自動車と町と協議の末、単価を、詳しくは忘れましたが、1キロ単価を二百数円だったと思います。それに基づいて費用単価を策定し、経常収益からの差額について100%補助金を出すというような形態になっております。

それで、その単価についても、ガソリンの高騰とかといったようなこともございます。そういったことについては、翌年といいますか、その単価費用を半減していくというような建前をとっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

十和のおかみさん市への従来支援してきました集出荷販売事業に係る助成金は組んでないのかということでございますが、今回ここには計上しておりません。新たな拠点ビジネスの中で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 過疎バスについては、かなり今後重要な一つの課題になってこようと思います。現在今過疎バス対策検討協議会ですか、立ち上げて会議を進めておることですので、今後の大きな課題になってこようかと思います。

それから、地産地消事業を中心とした、あぐり窪川を拠点とした今後の取り組みというのは、非常に重要になってこようかと思いますので、頑張っていただきたいというように

思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（山岡義正君） 答弁は構いませんかね。答弁は要りません。

（２３番宮地章一君「要りません」と呼ぶ）

１２番林健三君。

○１２番（林 健三君） また再度やらさせていただきます、今度は予算ですので。

先にページ数を言います。４１ページの２款１項６目の１節区長報酬１，５８０万１，０００円についてですが、私も先般からずっと話して一般質問でもやってきましたが、窪川地区２０７でしたか、地区、それから大正で３６、そして十和村で１９地区だっていると思いますが、その件について、審議会でもこの予算の中に９０万円ぐらい組んでおります。その検討しているのか、ちょっと前へ進みゆうような話になってないと思うがやけど、その辺ちょっと１点聞きたいと思います。

それから、５１ページになります。２款５項２目の１３節になりますか、国土調査委託料４９８万２，０００円、どこをやるのか。

そして９４ページの６款２項２目の１３節ですか、町行造林の委託料、どれくらいの面積が、私旧の大正町のときには大体わかっておりますが、四万十町になってどれくらいの面積があるのか。

そして、先ほど言った１０１ページの７款１項３目の１３節のウエル花夢委託料４００万円、さっき課長のほうから炭窯についてやるつもりは、ウエル花夢のほうへ持っていくつもりはないと言っておりましたが、どこへ持っていくつもりなんですか。前の話では、弘瀬議員のほうから、天ノ川のほうへ持っていくと言っておりましたが、迷惑施設は持ってくなと言っておりましたが、その点を再度聞きたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） ４１ページの区長報酬の関係です。これについては、合併協議のときに区長報酬確定をすることができず、その後１８年ですか、区長連絡会で十分協議をして、５年間の暫定ということで区長報酬の１万円、それから１世帯当たりの１，２００円のプラスいろんな形の諸制度を設けたわけなんですけど、それについては、もう５年間でやっていこうということで、それまでの間は協議も踏まえてそのとおりにやっているとところでございます。その内容としては、激変緩和措置を設ける制度とか、区長活動をしやすいうにということで、規模での補正をすとかといったような制度を設けていると

ころで、それについてもこの5年間の中で、地区の再編もあるであろうし、そういったことで再協議をしていこうというような形になっております。そういったことで、協議は十分調っておるというふうに思っているところです。

○議長（山岡義正君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきます。

ページ51の委託料ですが、どこをやるのかというご質問でございますが、若井川地域ということになっております。

（12番林 健三君「えっ」と呼ぶ）

若井川地区。

○議長（山岡義正君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 94ページの町行造林処分委託料につきましては、町行造林自体は、旧大正町しかありません。全体の面積で、詳細な面積とらえてないですが、150ヘクタールぐらいでありまして、本年度予算計上の分は旧——旧といいますか、西ノ川地域の町行造林を択伐施業と間伐施業で予定をしております。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、私のほうからページ101のウエル花夢の400万円ということとそれから炭窯の件というご質問であったと思いますが、400万円の管理委託料につきましては、これまで3年間エコロジー四万十には指定管理していただいた中で、その当時は500万円で行っていました。その3年間の収入状況、それから収支状況等を見ますと、平均で360万円程度の赤字ということになっております。そういう意味で、今回500万円から400万円減額ですが、設定ということにさせてもらってます。

それから、炭窯の件につきましては、私のほう——これ林業施設でございますが、私のほうの管理施設とはなっておりませんので、炭窯につきましては、また担当課なりのほうで答弁していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 炭窯の件でございますが、当初天ノ川のほうで活用したいということで考えておりましたけれども、ご指摘をいただきまして、ウエル花夢のほうも検討もさせていただきました。しかし、煙が出るということで、周辺の住民の方に迷惑がかか

る、それは天ノ川と一緒に状況でございますので、非常に苦慮をしているところでございます。１２月の補正で組まさせていただいたと思うんですが、あと今年度半月しかありません。今のままでいきますと、どうも今年度中にその立地を決めることは困難な状況となっております。現在敷地として借っております大正の生コン組合ですか、そちらのほうにお願いをして、１年間期限を延長をさせていただいております。その１年間の中で新たな方策を考えていくことが１つ、それともう一つは、起債の償還が間もなく終了するということも聞いておりますので、その辺の状況も見ながら、建物についてはもう取り壊すのか、あるいは新しい立地を探すのか、２１年度中に検討させていただきたいと思っております。

○議長（山岡義正君）　１２番林健三君。

○１２番（林　健三君）　よくわかりましたが、まず４１ページの区長報酬の件ですが、検討はしているということですけど、町長もあと任期が１年、来年４月２０日やったですか、と思いますが、今合併してこの問題は特に取り組まんだったら、後のずっと引き続いてなったらなかなか難しいと思うがですよ、今の段階でぱっとやらなかったら。言うたら、窪川地区２０７もあるがです。前も僕は一般質問でやったですけど、４人に一人の区長がおるとかよ、そんな辺はもうまとめていかんとよね、いつまでたったって、これはもうずるずるずるずる引っ張って、絵にかいたもちで終わるがやないですか。それで、かなりな強烈なパンチを食わさなかったら、やらんと思いますよ、これは。それで、再度言うたら、審議会でハッパをかけてもらいたいと思うがやけど、その辺もう一件あれしてもらいたい。

それから、国土調査の５１ページの件ですけど、若井川をやると言ってましたが、私は町筋を先やるのが本当じゃないかと思ってます。今回の３９ページの２款１項４目の１３節の中にＧＩＳシステム保守委託料が出ていますよ、３４３万円とそれから２７７万円。私去年の１２月でしたか、定例のときにＧＩＳの写真を見せてもらいました。かなり町筋の部分は、かなりな鮮明な、言うたらこっからここまでが事務の境とかというのはわかつちゅうような感じがしたがやけど、それを思うて委託会社にあれしてやらすとか、何のためのＧＩＳやらわからんじゃないですか。もう再度もう一回言います。町筋を僕はとにかくとしやる、若井川をやるよりも町筋をやるんが本当じゃないかと思うております。

それから、町行造林ですが、一応１５０ヘクタールぐらいあって、旧の大正町の関係と言っておりますが、一応択伐と間伐予定をしているということです。間伐の場合ですわ

ね。択伐はもうもちろんわかるんですけど、今価格の安いときに、江師地区でしたか、旧大正町のときに、一部買い上げしてもらって返還したという契約が来てよね、その辺があるんですけど、再度その辺で地主と話し合いするというあれがないがですか。

それから、あとウエル花夢の関係ですけど、炭窯です。今年度中、21年度中にはなかなかめどが立たんような話をしておりますが、ぜひとも、その問題は先ほども言ったように、都会の方は炭を焼いて体験したいような人も多分おると思いますよ。炭窯くべて、炭出すまでには多分1週間ぐらいはかかると思います。その原木は今町のほうも間伐をやったりしておりますので、その間伐を江師のほうへ持って行ってもらうて、それを焼いてもらうて炭をとって帰ってもらうと。また、夏場にキャンプに来る人がおるがですよ。そしたら、焼き肉やるというたら炭が要るがですよ。その辺のところで販売するとかということもあると思います。360万円の赤字があったら、いろんな施設があります、先ほども言ったように。登り窯、それであと都会の者に呼びかけて陶器を焼いてもらうて帰ってもらうとか、いろんな工夫せんとよ、何ぼやったって、こりゃ赤字赤字で補填はしていかないかんと思いますよ、管理委託料。また来年も多分出てくるとと思いますが、その辺もう一回聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 行政区の再編、とりわけ窪川地区の行政区につきましては、一昨年になりますか、窪川地域審議会に諮問をいたしまして検討いただき、一定の方向性というのは見出しております。それで、それをもとに昨年1年かけまして区長会に問題をおろし検討をしていただきましたけれども、少なくともこの20年度、この1年の間には、具体的に再編が行われたということにはなっておりません。ただ検討の過程で幾つか一緒になろうというような動きも見えておりますけれども、基本的には行政としてなかなかこれは強制はしにくいというふうに思ってます。したがって、昨年1年は区長会で総体的に話し合いを持ってもらってという形で取り組んだわけですが、結果、余り大きな進展がなかったということもございますので、具体21年度においては、もっと行政として踏み込んで、その辺も各行政区相互の調整等も図りながら再編を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきます。

議員さん、町のほうを先にやったらどうかというご質問でございますけれども、以前に

もそういうご意見もいただいたわけですが、そういったご意見を検討する中で、現在高齢化も進んできますので、山間部、山の境等もなかなかわかりにくくなってきておるといった形の考え方から山間部のほうを街分の周辺部より先にやっていくという方向ということになっております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 町行造林につきましては、森林所有者とのまず協議をしております。木材価格が安い中でどういう処分をしているかということですが、旧大正町時代につきましては、間伐施業をして、残りの木については、買い戻しをしていただくということもしてまいりました。まず、森林所有者と話をして、処分をするのか、契約を延長するのかという意向を聞いております。既に契約満了した町行造林がたくさん存在しておりますが、なかなか利潤的に上がらなくて処分ができていない状況ですが、ことし予算をお願いした林分につきましては、森林所有者と協議をしまして、成長のいい林分だけを処分して、成長の悪い林分については、買い戻しをしていただくという話で現在しております。これにつきましては、早く契約を満了時に打ち切って解消をし、地上権を抹消しないと、当然森林火災保険等は掛け捨ての保険でありますし、町としても契約がせつかく来た中でずっと掛け捨ての保険を掛けていくのもおかしいじゃないかということで、なるべく処分ができる林分については、森林所有者と話し合いのもとに処分をしている状況であります。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 炭窯の件でございますが、21年度1年間かけまして検討もさせていただきたいと思っておりますが、21年度大正・十和の地域審議会のほうに、公共施設の有効的な活用についてということで諮問もさせていただくようになっているところです。大正の地域審議会には、その炭窯の件もあわせて諮問をさせていただいて、何とか落ちつく先を決めらせていただきたいと思いますと思っておりますのでございます。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） もう一回やらせてもらいます。

今町長のほうから区長報酬の関係ですけど、なかなか困難なというあれがありますが、私は前から言ってるように、祭りを一緒にやれゆうがじゃないですよ、そのあれもあると思います、祭りの行事とかいろいろ。できればその辺をまとめていただいて、早目に段

取りをもう一度エンジンをかけていただきたいと思います。

それから、国土調査の件ですが、老後というたつてあれです。年とった人ばかりおるからなかなか難しいという話ですが、町筋のほうが、そりゃかえって多いがやないです。空き店舗がようけありますよ、課長。だから私は町筋を早うやったほうがいいんじゃないかというのがです。あっち、向こうの若井川は、私は委託をかけるほうが、業者をたくさん入れてやりゃあ、やれると思うがよ。うちみたいに飛行機飛ばせと、私は前から言ってるんですけど、そないにやったら、もうすぐにできるがですよ。臨時の職員使うて、山へ上がらせて、双方が立ち会いしてやりゃあすぐにできると思うがです。この職員の中に国土調査へ関係した職員もたくさんおると思いますよ、大正の職員ですけど。そりゃ確かに苦労があるかもしれませんが、その辺をもう一度検討していただきたいと思います。

それから、町行造林については、言うて地権者と話し合いをしてみるというておりますので、その辺はぜひとも地権者——今材木の価格が安いので、その辺もう一度話し合いをよくして、買い戻しをしてもらうがやったら、買い戻しをしてもらうような手法をとっていただきたいと思います。

それから、炭窯の件については、再度もう一回検討、21年度中には困難と副町長は言っておりますが、再度もう一回検討していただきたいと思います。私も手伝いますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 答弁は要りますか。

（12番林 健三君「答弁はええです」と呼ぶ）

ほかに質疑ありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） だんだんの質疑がありましたので、重複はできるだけ省きたいと思います。

まず、歳入の件ですが、過日の私の一般質問の中でも財政問題についてお聞きをしたところですが、21年度の交付税の関係ですが、だれが考えたって、昨年末非常に景気が低迷する中で、国の税収が落ち込んでくるというのは、だれも100%疑いはないと思ってます。今回の来年度交付税の総額が非常に増えてきたという計上の仕方ですが、何ゆえに国税が大変な減額が、2兆数千億円の減収のようですが、その中にあって、いわゆる交付税の算定基礎となる5税も当然減収の中で、なぜこれほど交付税が増になってくるのか、非常に単純な質問をしてみたい。ましてや財源対策債にしたって、前年対比より大きな伸

びをしてますので、何でもかという一つの理由をお聞かせを願いたいというように思ってます。

それから、歳出の中で、まずもらいました資料のほうから先に質問をさせていただきたいというように思ってます。

ページ数を言いながら質問してみたいと思いますが、説明予算資料の中の3ページですが、打井川の代替施設として集落センターの整備事業の委託が計上されております。計画では23年度に完成したいという計画があるわけですが、しかしまだかなり不確定要素がありはしないかなというように思ってます。もしも頓挫するとなると、こういう代替施設は必要はなくなるということもありますが、今回の当初の計上の仕方について、執行部はどう考えているのかという点と、海洋堂さんは窪川地区にあるあれは下呉地という、昔の根っ来という国道ぶちのあそこも買ったというように伺ってますが、あそこも何らかしたいのではないかなというふうに思ってますので、非常にそこら辺が議員の一人として見えにくい。じゃあ、あそこをなぜ海洋堂さんがどういう関係でお買いになったのか。打井川との関係があるのか。じゃあ、本当に打井川は大丈夫かというような単純な疑問も持ってますので、その関係で答弁いただけたらありがたいというように思ってます。

それと、条例の中にもありましたけれども、四万十町もようやくといっていいでしょうか。県下でも大変小学校までの医療費の助成事業があつて、県下でも中学校まで医療費の無料化というところも出てます。一步前進で本当にありがたいと思ってますけれども、定額給付金と同じように4月から始めてくれるのかなと思いきや、10月から予定をしているということですが、スケジュールを右に書いてますが、もう少しこれは早めることができるのかな。できるだけこういう喜ばれる予算については、町民の周知も大事でしょうが、これはできるだけ早く実施をしていただきたいなという思いもありますので、その点10月まで待たないかんのか、もっと早く医療費の無料化に努力をしていただけたらなという思いがありますので、そこら辺はできるのか、できないのか、ご答弁いただけたらありがたいというように思ってます。

それと、13ページの地産地消の関係ですが、非常に内容的にはいいですが、どういったところへ委託をされて、さっき宮地さん答弁の窪川、あぐりでやるって、一緒ですかね、これは。あっそうですか。すみません、じゃあわかりました。

それでは、ページの16ページの環境保全型農業ということで、県下でも春野町を初め天敵の導入ということが、高知県の一つのアピールとして有機野菜の評価が大変高くなっ

ています。この事業どうこうではありませんが、今回の事業は、ミョウガとかピーマンの部会に主に導入しようということですが、十和・大正でもシシトウなんかもそういう取り組みを、過去にずっと私も去年までそういう形で、ハウスは自分のを農協から借ってやるわけですが、何かそういった方面にも目を配って、やはり四万十町はそういう有機、減農薬栽培よという形でやれば、やはり今からはそういった大正・十和にも目を向けていく、興津だけじゃなくして、やはりいろんな部会、イチゴがあるでしょう、といったところにも目を配りながら事業を予算をつけていかんと、余り片手間にとか、なりやあせんかなというように思ってますので、その考え方をお示しをしていただきたいというように思ってます。

19ページ、森林整備地域活動支援交付金ですが、ご承知のように事業としては私は賛同しますけれども、できればもう少し大半の林業が収益が低迷する中で、なかなか山に入ってお金を稼ごうという状況にはないのはご承知ですが、もう少しせつかく今先ほどからずっと言ってますが、87%占めてます森林をもう少し森林所有者に山に入っていただくためには、一つの手法としては、もう少し増額をしながら自分たちの山を整備をして、また収益も上げてもらうという積極的な行政の施策が私はあってもいいのではないかなと個人的に考えてますので、その点町として今後この問題についてどうお考えなのかについてご答弁をください。

それから、23ページですが、非常に四万十町は農林水産、今まで梶原議員からもずっと指摘があったわけですが、ようやく漁業の振興に取り組んでもらえる予算がついたことは、非常に私自身もありがたいなと思ってます。ただ過去にもシイラを使ったいろんな補助事業で、機械等も導入してたようなことがあるようですが、今回解体加工場もつくったり、急速冷凍施設の整備をしたりという、大変いいと思うわけですが、解体となると、非常に残渣いいですか、シイラの骨や頭などかなと思うがですけども、そういう、じゃあつくった後、どういう処理の仕方、利用しない部分、これは海に捨てるんじゃないなというように危惧もしながら、どういう使わない部分の処理はどう考えているのかなというように単純に思いましたので、その点ご答弁ください。

それと、この予算資料は最後になると思いますが、林議員から質問が出るかなと思ってましたけれども、33ページ、公営住宅の整備事業の中で、19年度の決算特別委員会でも指摘をされたことは、建設課長ご承知のとおりです。私は何としても昨年の12月議会での産業委員会の中で、木材を積極的に使うべきだという決議も上げたことはご承知のと

おりです。しかし、残念ながらまだ執行部のほうではあるし、いわゆるコンクリートの4階建てを建てるという一貫しての考えのようですが、県にお聞きすると、木造39戸は補助金を出せんという話のようですが、私は、町長、議会、建設常任委員会あたりが知事にお願ひすれば、地産地消、地産外消を言う知事ですので、何とか頭を下げてでも四万十町は林業の町だ、ヒノキの町だということをお願ひすれば、ひょっとしたら木造住宅で町営住宅が建設されるのではないかという淡い期待を持っていますので、その点もう一度県知事に直訴するようなお考えはないのか、その点についてお伺いをしてみたいというふうに思っています。

また時間とってまたあれなので、できるだけ手短に言います。

先ほどの管財課長からの答弁、林議員からの、これもたしか19年度の決算意見の中で出したと思いますけれども、特に窪川町が国土調査がおくれていることは三十数%、何とか事業を積極的に導入して早く済ませという委員会の意見も出したと思ってますけど、特に国は緊急雇用対策事業ということで、21年度から県に申請すればお金もおおりる可能性もあるわけです。また、雇用の場合は町が直接臨時職員を雇えるわけですので、さっき林議員からもあったように、できるだけ窪川地域の国土調査を積極的に推進する、また雇用も確保できる、非常にいいことが実施できるんじゃないかなと私は考えてますが、その点今後の補正の中で検討するお考えはあるのか、ないのか、その点についてお伺いをしてみて1回目の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） まず、1点目の歳入の地方交付税の増額がどういったことかというところでご質問いただきました。現在国からの地方重視の施策、そして今回も提案をさせていただいてますが、それぞれ施策の展開、そういったものの影響があるだろうと思います。今国のほうとしましては、国民の生活と行政を守っていくという観点がまず第一にございまして、当面は景気対策、そして中期的には財政再建、中・長期的には改革による経済成長、そういった3点のもとで景気の浮揚を考えておるところでございまして、今回そういった景気対策による取りかかりの点が非常に強くありまして、それと臨時財政対策債を含む地方交付税の増額ということが見込まれたわけでございます。給与関係また一般行政投資単独事業などにつきましては、現状報酬による歳出改革が継続をされておるところでございますけれども、自然増であります社会保障経費を除きます地方債再生対策、そして本会議に出ております地域雇用創造進出などの国政による実質的な増加という

ことが原因になっております。地方一般財源の確保としまして、今回地方交付税で国ベースでございますけれども15兆8,200億円、前年度対比で2.7%の増、そして生活防衛対策のための緊急対策としまして地方交付税の1兆円の増額ということがなされております。そして、地域雇用創出推進費には5,000億円、四万十町では1億9,400万円、そして学校耐震化を初め地域の地を生かした地域雇用の創出、2点目には、地方財政計画の歳入歳出見直しに応じた基準財政需要額への対応ということで5,000億円、これは各費目に算入をしておるところでございますけれども、そして産業振興関係としまして医療、少子化対策費、環境対策費、それぞれ後期高齢者の医療給付負担金に17.9%の増、介護給付費負担金に4.6%の増、妊婦健診の助成金、これは無料健診を5回から14回に上げていっておるところもございます。そして、特に多いのが臨時財政対策債の増額でございます。これが5億1,486億円、前年度対比で、国ベースでは81.7%、市町村ベースで55.3%の増ということになっております。こういった主な原因によりまして、四万十町としましては、地方交付税で4,398万3,000円の地方交付税の0.7%の増、そして臨時財政対策債これにつきましては、町債のほうになりますけれども、2億円強の増、55.2%の増という状況が生まれてきているところでございます。

○議長（山岡義正君） 清水大正総合支所長。

○大正総合支所長兼地域振興課長（清水正一君） 海洋堂の関係ですが、打井川地域基幹集落センター整備事業の257万5,000円は、代替施設の設計費でございます。この設計費が少し早いのではないかという質問でございますが、本年度早急にこの議会終了後、本体のホビー館建設に伴う協議を海洋堂と行います。ほぼその内容が決定後にこの用地の設定を行うこととなっております。

それから、影野の根っ来の整備との関係でございますが、影野の根っ来の整備につきましては、海洋堂宮脇館長が買収し、用地等を買収いたしまして、宮脇館長の事業として整備をするものでございまして、町とは全く関係はございませんが、宮脇館長の構想としては、影野の根っ来の整備を行いまして、打井川地域の観光客の前線基地にしたいという考えでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 主要事業の7ページでございます。小学校児童の医療費

の助成事業で、これが１０月からの開始ということで、もっと早くならないのかということでございますが、この事業につきましては、９９３名、約１，０００名の子供が該当するような状況になります。金額にしまして１，７００万円から２，０００万円かかっていくんだらうとそのように考えておりますが、そういう中で本町としまして、これから永遠と毎年その予算も要るということで随分議論をしました。その中で、町長のほうから子育て支援に力を入れるという部分で決断をしていただきました。その中で、現在今宿毛市のほうがもう先駆者として行っておりますので、その事務的な手続等々も指導を受ける中で、順次連合会、その連合会によってまた医療機関への通知、そういう中で改めてシステムの改修等々があります。したがって、今の状況からして１０月が一番妥当だろうと考えたわけです。若干の早めることはできるのかもしれませんが、万全を期しながら制度的にもいい制度ということで皆さんにも周知をしながら１０月からスタートということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

田邊議員がちょっと取り下げたんですが、ちょっと私のほうで補足的にご説明させていただけると思いますが、委託事業はどこかということでございますが、基本的には株式会社あぐり窪川が一元的に今回の拠点としての組織を生かして受けると。その後、それぞれのおかみさん市なり、あぐりシップ四万十の必要な部分に対しては、それからまた支援できる部分には支援をしていくという形になろうかと思います。

次に、環境保全型のミョウガ、ピーマン等についてということで、大正・十和地区への普及とか、そういったものはどうかというようなご質問でございますが、昨年田邊議員から有機農業の推進に関する法律ということで、町の責務はとかということで、私ご質問を受けましてお答えしたところです。その後、非常に私自身も気になっておりまして、営農協議会の中でも２５品目の調査の状況、そういったものは担当者にいろいろと尋ねてきたところです。ちょうどせんだって確認したところなんですが、一応２５品目、先ほど言いましたようにシシトウなんかも入ってますが、今後一応県としての実証が終わりましたので、高南地区の営農協議会の、まだ確定的に幹事会で決定してないんですけども、事務局サイドでは、我が地域への有利品目になり得る作物について、実証していこうということで、そういった事業計画案を出そうという準備をしておるようでございます。ご存じのよ

うに大正・十和地区も営農協議会がございますが、私が1回出させて――2回ですか、1回ですか、出させていただきましたが、なかなかその辺の議論までに至っていないというのが現状です。やはりJA高知はた、それから当然我々町職員もそうなんです、そういった農業関係の方がもう少し突っ込んだ議論をして、我々の地域にこういったものを普及していくかということを我々がもう少し詰めていく必要があるだろうということで考えておりますので、当面興津のほうは、エコファーマーを全員認定をしたということで、確かに先行しておりますけれども、そういった準備はだんだんにしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 19ページにつきまして、森林整備地域活動支援金のお尋ねですが、この面積につきましては、9齢級以下の林分4,000ヘクタールをしていますが、これが適正な数値だと思ってます。昨年国の検査を受けまして、ただやみくもに面積を増やしましても、検査の段階でなかなか苦慮するのではないかなと思ってます。しっかりした森林施業計画を樹立して、次の森林施業に移っていきたくて考えてますし、町として、これはソフト事業でして、今ハード事業につきましては、先ほどの森の腕立ち事業とか、一般の緊急間伐総合支援事業というのがあります。数字としては、道としては1年間に120キロぐらいの新たな開設、それから間伐につきましては、年間1,500ヘクタールぐらいの間伐の面積を目指すと、町としてひとつ森林整備がどんどん進んでいくのかなというふうにとらえております。

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 次にお尋ねの興津のシイラの加工施設のことで、先ほど残渣の問題がどうなのかということでございますが、確かにこれは大きな問題であるということで、漁協とグループと話し合いました。その内容をお伝え申し上げますと、基本的には、窪川市街地を走る専門業者が回収をするという方法があるんですが、結構経費が高いです。ですから、もう一方は、これはまだ県のほうに漁業調整のほうへ相談してないんですけども、漁協との話では、飼い付け漁、ただ捨てるんじゃないですね、飼い付け。足摺沖のブリの飼い付けで区画漁業権を基本的に設定をさせていただいて、ブリやいろいろな選定をしないとイケないんですが、飼い付け漁業をできれば行いたいという意向が漁協にはございます。そういったところすべてではないですけども、飼い付け漁業に適し

た残渣については、そういった方向で処分——処分と言いますと、ちょっと言葉誤りましたが、提供できないかなということです。どうしてもそれができない部分については、台地まで上げてきて、台地で産廃業者にお渡しをするということになろうかと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 住宅建設の木造でできないかということでございますが、決算審査のときにも申し上げましたが、今回は3団地の建てかえでございまして、戸数も非常に多いということと、また耐用年数も木造でございまして、鉄筋コンクリートづくりと比べて半分程度ということで、今回は困難ということでございますが、内部につきましては、可能な限り町内産の木材を使用していく予定でございます。今後はこの建設につきましては、このような大きな規模はございませんので、できる限り木造住宅として建設をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきます。

事務の拡大のために雇用対策等利用して補正等で考えないかというご質問ですが、今年度につきましては、業務精査の必要もありますので、現在のところ、今は考えておりません。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君の質疑の途中ですが、3時30分まで休憩します。

午後3時18分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

10番田邊哲夫君の質疑を続けます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

まず、歳入の構成の関係ですが、総務課長から説明をいただきました。特に国も先ほどの1兆円の増額については、5,000億円が地域の雇用創出推進費の創設という形で5,000億円、地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実ということで

5, 000億円という形で増額をしているようであります。となると、じゃあ四万十町は交付税のこの地域雇用創出推進のための交付税を、じゃあ歳出の中でどう使って計上をされているのか。大体概略、どういった国の交付税の増額をされたことに当初予算でどのような形で増額の交付金を配分したのかというところを目安、およそどういったところにとこのことの答弁をいただければ私は納得をしたいというように思ってます。

それでは、歳出の件ですが、それぞれ大体1回目でわかったことですが、1つ、2つちょっと理解に苦しむところがありましたので、まず、19ページの田辺政策監から答弁いただきましたことですが、私が言いたいのは、9歳級というのはここに書いてますが、ヘクターあたりの5, 000円の交付金をもう少し増額が今後ですが、補正の中で上げるような手だてということができないのかなということをお聞きしたわけで、4, 500ヘクターについてどうこうという質問ではなかったので、その点再度ご答弁いただきたいというように思います。

それと、どうしても建設課長から答弁いただいた4階建ての39戸の建設の設計の件ですが、先ほども出てますように、林業立町として、じゃあ前田町長が木材を生かした町の施策の中で、最近完成しました給食センターについても、内部の木材は使ったことは、私も完成時に見させていただきました。残念ながらこの3年間の中で、四万十町の林業立町として、町内外の方々から、ああさすがは四万十町は木材の町だなと言えるものが、私はないんじゃないか。たまたまタベダーツの旅っていうことが、あれはダーツを当てたら、たまたま愛媛県の久万高原町というそうですが、必ずそういうところはメインには必ず出すわけですね、毎週そういったところは、町、村のところで。すぐに木造の内部をテレビで、皆さん見た方はうんって、そういうながですよ。やっぱり四万十町は林業立町とは、そういうところを見せるところが何も、失礼ですが、何もないとは言いませんけれども、それがあってこそ林業立町と私は言えると思います。恐らく皆さん梶原町行ったら、そうだなとわかるでしょう。そういうことだと私は思ってます。だから、何としても、確かに39戸建て、木造住宅にできんことはわかってますが、広い敷地が私はありますので、何としても一部でも、やはりそういうシンボルになる町営住宅の建設が、前田町長の任期の間に何としても一つの成果を上げていただきたいなという、私は思いがありますので、決算時期からずっと言ってますが、その点再度県知事に直訴する、お願いする、補助金をつけてもらうという運動をしてほしいと思ってます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 町営住宅の整備に関しては、私のほうからお答えを申し上げますが、直訴する、しないの前に、構造をどうするかということが前提になろうかと思えます。今回の計画は、県の指導もございますけども、かなり大きい大規模の住宅ということで、できるだけ土地そのものも有効に活用するというこの中で、結局4階建てという方法を選択したわけでございまして、2階までならば木造ということも可能であります、それ以上になれば、木造は対象にならない、もうこれははっきりしておるところでございます。さすれば、この計画をほごにして2階建て以下にすると、そういう選択肢はあるだろうと思いますが、その場合、あそこの自動車学校用地を定住団地整備事業としての売却も考えておるわけでございますが、これが非常に極端に少なくなってくる、そういうこともございまして、総合的に判断をして、今回はもとの計画でいかざるを得ないというふうに思っております。建設課長もご答弁も申し上げましたが、躯体が鉄筋ということであっても、可能な限り地場産材を内装材等に用いり、それは基本戦略として対応していきたいというふうに思っております。

また、その他まだ町営住宅の建てかえという課題も要所要所に控えております。その場合には、今回ほどの大規模な建てかえにはなりませんので、木造ということの基本スタンスに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） すみません、説明不足で。この4, 500ヘクタールの交付金につきましては、30ヘクタール以上のまとまりがあつて、30ヘクタールのまとまりを1時間ぐらいのエリアでということとなっております。ヘクタール5, 000円以上に積み上げよというご質問と思いますが、本町の場合は3万6, 000ヘクタール以上の山がありまして、ただこの4, 500ヘクタールだけの林分に対して積み上げをするより、もっと広く3万6, 000ヘクタールに対する森林整備のほうに、具体的に言いましたら作業道に対して1メートル当たり300円とか、間伐に対して1ヘクタール5, 000円とか、そういう補助金の出し方のほうが広く林業振興に結びつくかなという形で、答えとしては、ただこの5, 000円に対する積み上げというのは、よりもっと効果があることがないかなと考えております。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 町長から答弁をいただきまして、前回からの答弁とそう変わっ

てないと思うのは、確かに先ほど言いましたように、私も２階建て——今は３階建てまでできるようですが、この場合は木造、いわゆる個人住宅は３階まで可能のようですが、当然４階建てになれば、できんのは私もわかってます。ただ言いたいのは、林業立町の町として、じゃあどういう施策を実行するかということですよ、言いたいのは。確かにあの敷地は定住の三十何戸も予定でしょう。しかし、やがて壊さないかんがしょう、あそここのところを。じゃあ、あそこがスペースがあくわけでしょう。じゃあ、あそこは、例えば若者定住宅にするとか、発想は今からあると思うがですよ、私が言いたいのは。ただやる気がないからそういういいかげんな理由をつけていますが、私はそう思ってません。だから、そういった意味で、もし鉄骨一部木造住宅を建てたって、じゃあ外部からヒノキをふんだんに使ったというたって、中まで入れますか。入れないわけですよ、個人住宅になってしまいますので。町として外観からも四万十町はさすがと言えりような、私は建築住宅を建設をすべきだし、当然補助金の関係もありますでしょう。いかんとなればしょうがないですが、もう一回交渉する余地があれば行ってみて、いかんという返事は私はもらいたいというように思って、最後で終わります。

○議長（山岡義正君） 答弁。

（１０番田邊哲夫君「答弁要りません」と呼ぶ）

ほかに質疑ありませんか。

２４番氏原郭君。

○２４番（氏原 郭君） １点だけ、１１３ページの消防費です。

最初のほうの常備消防費で、１９の負担金及び補助及び交付金の４億１，７００万円、この金額ですが、昨年の当初の計画のほうでは、本部と分署の分で出ておりまして、３億７，４００万円だったと思います。それで、その差し引きをしますと４，３００万円くらい増えておると思います。この原因は、統合していかにあれだったのに、どうして４，３００万円増えるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（山岡義正君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 高幡消防組合の負担金の増額、前年度からの増の原因でございます。通常３６名の職員の給与、その他の資金、それと職員が西分署、清流消防署本署での勤務に対するそれぞれの費目に充てておる経費以外に今回増額になった分につきましては、清流消防署の本署の部分の改修を行いたいというふうに考えております。それらの土地の補償費、土地の購入費、そして設計の委託に係る部分の経費を増額させていただ

てます。

○議長（山岡義正君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 本署のほうのもう建てかえのほうも、もう既に計画を立てて、そのほうの設計委託料とか土地代とかということで、改修はせん。もう新築と——もう老朽化していつているので、本署の消防署はもう改築という、自分らは頭があります。それで、その買える土地というのは、どっかの移転先というものを決めてこういう形になっておるがですか。

○議長（山岡義正君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 今の現状の消防署、その横に空き地がございます。その空き地とそのもう一つ横に整備自動車の経営をされている方がございます。その土地を購入をいたしまして、本来なれば広い土地へという形もございますけれども、今の敷地が非常に地理的なところにつきましても、ここを生かして今後利用していきたいということがございまして、新たに土地の購入をしてその地に建てるほうがいいのではないかという判断でそのような形での土地の購入、あわせてその設計の経費を組まさせていただきます。負担金としてそういうようにしております。

○議長（山岡義正君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） わかりました。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はございませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 2点だけ教えていただきたいと思います。

まず、予算資料説明書の6ページ、7ページにあります興津に今度できますデイサービスセンターさくら貝の移転新築事業と興津保育所の移転新築事業、この事業について質問というよりは確認の意味でお伺いをします。

当然同じ敷地内に新築されるんですけれど、事業が全く違いますので、当然別々にいわゆる工事をされると思いますけれども、そこでデイサービスセンターについては、総額で1億2,400万円、そのうち設計監理とか立木の補償が220万円ほどはありますけれども、そのほかが各整備事業ということです。

それから、その下の興津保育所も同じようなことで、設計監理、立木が380万円と、そのほかがいろんな事業費ということですが、これは前、以前から町長にもお願いをしてきたところでありますけれども、できるだけこういった建物については、特に大型

の施設でもありませんので、町長もこれまでも地元業者を優先して必ず使っていくと、そういったことを聞いておりますので、この両件における指名の入札の業者の範囲内をお答えいただきたいのと、それと両方とも本体工事とか、給水とか、あと電気工事、あるいは備品といった金額が計上されておりますけれども、今回の場合、この2件とも一括で行うのか、あるいは別々に入札を行うのか、この2点確認の意味を込めまして答弁をいただきたいと思います。

もう一件は、予算書の84ページの委託料がございます。その中で85ページに、総合交流拠点施設指定管理料390万円が計上されておりますので、これは道の駅とおわの指定管理料のことかなと理解しておりますけれども、この指定管理料、今回の3月議会にも何人かの方々から指定管理について質問がありました。執行部のほうからも答弁をいただきましたけれども、少しだけ確認をさせていただきたいと思います。

先日、手元に全員協議会の中に、一般質問の答弁を受けて十和の岡本課長から、平成19年度の四万十とおわの収支一覧表を全員にいただきました。そして収支決算はどうなっているのか、そういった説明もいただきまして、驚くことに19年度から黒字決算ということで、本当に指定管理を受けました四万十ドラマの皆様方が、本当に一生懸命やって黒字決算になったということで、改めまして経営者の方々に敬意を表したいと思います。その中で、まず、収支一覧表の中で、ちょっと目を通して、何か自分自身でわからんところがありましたので、岡本課長にお答えをいただきたいと思いますが、支出の部の算出合算の部門で、ドラマ人件費500万円、それ括弧して役員報酬と給料分案分、その後の3分の1なのか、これ1の3なのか、これはどういうあれなのか、ちょっとわからないので、金額はわかりますけれども、案分をどんなふうにしたのか、これちょっとこの文書を読んだ限りでちょっとわからなかったので説明を願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 14番下元議員、その件については、議題の中に含まれていません。今回は一般会計の予算でやっているわけで、その中へ踏み入った話は少しとめていただきたいと思います。

○14番（下元 昇君） わかりました。

じゃあ、本題に入ります。

本年度390万円の指定管理料を計上しておりますけれども、先ほどのまたもとに戻るようなところでございますけれども、20年度の収支予想の決算もお伺いしました。その中で岡本課長の報告によりますと、本年度はさらに19年度よりは500万円ほどの黒字を見込んで

いるという報告を受けましたので、これに関連する指定管理料についてお伺いをいたします。

まず、先ほどの指定管理料を20年度決算、これまだ出ておりませんが、予想の中では500万円以上見込まれていると、そういうことですが、それでなおかつ今回は390万円を21年度にも計上していると。こういった当然21年度が本年度事業によって黒字になるのか、赤字になるのかも、これはわかりませんが、もう既に20年度の決算の分、報告をいただいた分で500万円以上黒字の決算が予想されると、そういった報告にあるにもかかわらず、まだ黒字決算でも指定管理料を支払うべきか、このことについて明確な答えをいただきたいと思います。

それともう一点ですが、全く同じような道の駅めぐり窪川と松葉川温泉がご承知のように4月1日から統合します。それで、21年度の新しい会社めぐり窪川のほうで、現在昨年からコンサルが入っているいろいろな内容を詰めて、農林水産課ともども現場、そして取締役の皆さんと一緒に今後どうするかといったことを検討しておりまして、予算にも370万円ですか、21年度もコンサルの——めぐり窪川にコンサルが入るということも予算計上されております。そういった中で、21年度の新しい統合しためぐり窪川が、この中に施設利用料いわゆる家賃として合計1,194万円を計上しております。これはもう当然支払いのほうなんですけれども、家賃というふうに書いておりますから、当然建物の、我々としては建物の減価償却分かなとこういったふうに感じます。その799万円のうち町の負担分ということで195万円ありますけれども、これは憶測ですが、多分あそこのホテル松葉川温泉を建設するに当たって、日野地の部落のほうから土地をお借りをしていると思いますので、そういったいわゆる施設、土地代ですか、これも多分195万円毎年支払っていると思うんですが、それ以外の分についてですと604万円ですか、家賃を温泉については払うと。道の駅については395万円と、それで、町の分をのけますと999万円、約1,000万円は家賃として21年度には払うとこういうことで、なおかつ経常損益、いわゆる利益を1,200万円ほど立てております。これはだから、いわゆるコンサルさんにしても、お金をいただいて、こういったふうに1,200万円もなおかつ利益を上げるということで、本当に従業員さんに対しても非常にいろんな意味で負担をかけております。例えば、聞いた説明によりますと、これまでも話に出ておりました、内部で。例えば、委託をしております清掃料、これなんかももう自分でやったらどうですかと、そういったことで三百何十万円のこれも経費が削減できると、こういっ

たもろもろのことも含めて1, 200万円の経常利益を出そうとしております。これに同じ施設でありますから、施設利用料、家賃は恐らく起債をした分をやはりいただくべきじゃないかということで、これは一般質問の中でも出てまいりました。そこで、仮に私は理解しておりませんのは、四万十とおわさんとの協定内容が全然わかりませんので、聞いたところによりますと、黒字が出るまでは、当然のことながら指定管理料を支払って経営を安定させて黒字にしてくださいと、そういうことは聞いたことがありますけれども、そういった町と協定内容がわかりませんので、指定管理料をいつまで支払うとか、そういった協定があるのか、あるいは家賃についての施設利用料、これを幾ら幾ら5億5,000万円ですか、説明が一般質問の中でありましたけれども、これについて町の起債分、毎年これから返していかなくてもなりませんけれども、この分を施設利用料として将来的には払っていただきますよとか、そういった話があるのか、全然わかりませんので、そこらあたり、いわゆるいつまで指定管理料を払うのか。

そして、いわゆる家賃としての施設利用料をいただくのか、まだまだいただかないのか、そこらあたりの協定内容も含めて、まず答弁をいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） 資料のデイサービスセンターさくら貝の事業と興津保育所の移転新築事業の関係で町内の業者の指名ということのご質問だったと思いますけれども、事業費、今議員さんもおっしゃっていただきましたように、それぞれ本体工事9,160万円、それから1億3,500万円というような形になっておりますので、5,000万円以上は町の選定委員会のほうで諮って、その意見に基づいて首長のほうでということになると思いますが、この中で電気関係がどうなっておるのか、設計書のほうもそれと技術屋のほうの意見も聞いて選定委員会のほうでそういった判断、それから町内の業者さんでできる内容であれば、そういった私の課長の答弁ではいかんと思いますが、というようなことを思いますけれども、その内容によっては、特定建設業の許可の問題もありますし、そうなれば、町内の業者さんでは少なくなりますので、そういったことも選定審査会のほうで技術屋の意見も聞いての判断になるかと思います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 道の駅四万十とおわのことについてお答えをしたいと思います。

まことに恐れ入ります。昨日の報告の中で言葉が足らずにご理解いただけなかった分もあるかも知れませんが、再度ちょっとご報告をしておきたいと思いますが、道の駅四万十とおわにつきましては、昨日報告をしましたように、収支の報告は指定管理の四万十ドラマのほうからされております。その中で500万円と申ししたのは、20年度の収支報告をもらうと同時に、また20年度の計画についても出してもらっておるわけですが、その中での収支の計画が500万円を目指して計画を立てておったということでございます。その中で、きのうの会でも若干申し上げましたけれども、昨年度とことしを比較した場合には、オープン効果があったのではないかとということもちょっと申し上げましたけれども、数字で申し上げますと、7月だけで月に760万9,000円という売り上げの減があります。こういうこともありまして、そのほかにつきましては、増えた分、減った分ございますけれども、そういうふうな顕著にオープン効果もありましたので、目立ってことし増えているというようなことはないという状況でございます。

それで、指定管理料につきましてですけれども、道の駅の指定管理料につきましては、維持管理費用として上げております。四万十とおわにつきましては、トイレと物産館、食堂それとファストフード、それとお茶の製造施設、サイクル等とありますけれども、この中で公衆トイレの電気料と浄化槽の点検費、駐車場の維持管理費とそれと公益部門であります情報室の維持費、この維持費を見込みまして今年度計上しております390万円を維持管理費として上げておるところです。そのほかの農林産物の物産館とかレストラン等、そういう施設につきましては、指定管理者の四万十ドラマのほうで、この施設に沿った経営を行っていただきまして、収支の均衡のとれた運営をお願いし、去年はこれが何とか目標を達成したというところでございます。

それと、指定管理料をずっと出していくのかというご質問があったと思いますけれども、指定管理料につきましては、年度協定書の中で管理費用の額を定めておりますけれども、このただし書きのところに、指定管理者の運営状況に応じて甲乙協議するとなっております。まして、大幅な黒字になった場合には、施設の整備に充てるという余剰金の処理については、そのほかの協定の中で、施設の整備に充てることもできるということもうたっておりますので、あわせて指定管理料の額についても協議をしたいということと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 私のほうから補足をさせていただきたいと思いますが、デイサ

ービスセンターさくら貝と興津保育所の工事の絡みでございますが、今まで町としてはな
るだけ町内の業者が参入できるようにということで考えております。今回も分割で発注で
きて、町内の業者が参画できるという可能性のあるものにつきましては、なるべく分割発
注でいきたいということを基本にしたいと思っております。

それと、道の駅の関係ですけれども、あぐり窪川、大正のであいの里、四万十とおわ、
それと松葉川温泉が、こういった公共の施設を指定管理を受けて利益を生み出さなければ
ならない施設の取り扱いにつきましては、今まで旧町村のそれぞれの考え方がございまし
て、取り扱いが異なっております。今回、これを契機としまして、町として一つの基本的
な考え方を持って臨みたいと、統一的な基準を組みたいと思っております。

それで、昨日島岡議員さんのほうから、指定管理者の中に議員さんがおられることにつ
いての適当であるかというご質問がありました。それについては、何ら問題はないところ
でございますけれども、そういった法的な関係も含めて、今議会が終了した後、関係各課
が集まって、先ほど申しましたような指定管理料の問題、それと施設の使用料の関係、そ
こも統一をして、後日になりますけれども、議員さんのほうに資料としてお返しをしたい
というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(14番下元 昇君「何ぼになるか、金額。当然算出基準があ
ると思うきよね」と呼ぶ)

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 今下元議員が申されました金額の数字については、実は
それはまだ会社のコンサルの中でのご提案金額だというように思います。今回当初予算に
歳入で組んでおる分については、商工費と農業費の中に利用料収入、それで組んでます。
今のところ、この分については、せんだって私が申しあげましたあぐり窪川の運営、営業
に係る部分、計算上414万円とその保険料とかそういったもので470万円余りになっ
てますが、そういったところが今のところ申し上げるべきところでございますので、後々
また経営会議の中でそれ等もう少し固まって、今後補正予算の中で反映する部分があれば、
そこでもって修正するということになろうと思います。それぞれの先ほど副町長が言
いましたように、私のほうもかなりいろいろ改正点といいますか、そういったものが浮き
彫りになってきましたので、十和・大正それぞれ1回会議を持ってぜひ検討させてもらい
たいと思います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） どうも、特に副町長には前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、興津の建設の件ですけれども、管財課長のお話し、答弁の中では、私はこの2つの施設を建築するに当たっては、特に技術的にそんな特殊な資格を持った業者でなくっても、いわゆる箱物ですわね。だから、町内の業者でも十分に対応できるんじゃないかと思えますけれども、どういった部分が町外業者にも指名に入っていたかなければならないか、もしそういったわかっている点があれば、説明いただきたいと思えます。

それと、指定管理料の件については、今の説明で大体岡本課長のほうからも、これから話し合っていきたいということを答弁いただきましたので、そういったふうに話は進めていっていただきたいと思えますけれども、私はやはり基本的には、やはり黒字になれば、指定管理料は払うべきじゃないというふうに私は思います。

それから、いわゆる家賃として、本年度は先ほどちょっと話に出しましたがけれども、めぐり窪川が単体で約1,000万円近い経常損益を出す見込みです。これは何が原因か、いろいろ原因はあろうかと思えますけれども、それを1年で今まで払っていなかった400万円近い、いわゆる施設利用料を払ってでも1,200万円の経常利益を上げようというふうに、本当に社員は大変だと思えますけれども、ぜひともこの事業計画に沿った結果が出るように、ぜひお願いをしたいと思えます。

そして、副町長のほうからもありましたように、やはり旧3町村でそれぞれ道の駅に対する取り組み方、これが違って来たということもあるけれども、もう合併してこれを、いわゆる一つの基準ですわね、やはり甲の。いわゆる甲の施設に対する指定管理料あるいは利益を生む施設についての家賃、いわゆる減価償却分は、これは初めからやっぱり支払って経営に携わっていただいて、それでなおかつ努力の結果、赤字という場合は、当初はこれは指定管理費のほうで払うと、こういった方法が望ましいんじゃないかと私は思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山岡義正君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 私もそういうように思いますし、昨日もお答えさせてもらったところです。赤字だから利用料は取らないよとかという基本原則じゃなくて、やはり会社の経理内容を見て、今年確かに赤字になると思いますが、私は減免の決裁を上げないと。町長にもそういう協議をさせていただいてやっています。これはいろいろとやっぱり

会社の方針等々が十分に首長として努力したけれども赤字だったとか、社会外部的な要因で赤字になったとか、そういう理由がない限りは、基本的に指定管理料との相殺、または差し引きはするべきではないだろうというふうに考えてます。それで今、後段で申し上げていただきましたように、また別の形で、やはりご支援をするのが基本だと思いますので、それはまた今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきます。

議員さんのほうで特殊なものではないと。わかっておればというご質問だったと思いますがすけれども、私のほうで、先ほど特定建設業という言葉を使わせていただいたわけですがすけれども、それと高瀬副町長のほうから、ばらけるものは分割という言葉も補足していただいたわけですがすけれども、その前私のほうでこの金額の段階で審査をかけた場合に、これからどのような形で分割して細かくなるのかわかりませんが、大きな金額になりますと、その下請の部分、例えばこれに電気関係が入るとすれば、下請関係も発生するという意味で、特定の場合はたしか3,000万円だったと思いますが、そういった資格がないとそういった意味での特定という意味で申し上げたものでございまして、今設計書もない段階で特別な工事であるからという、私の話だということでありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 興津の件については、理解できました。どうも副町長も答弁があったように、できるだけ地元の業者が仕事をとれますように、ぜひとも一括でなくて、できれば分離発注で地元の経済に活性化をしていただきたいと思います。

それと、指定管理のほうにつきましては、21年度が間もなく始まります。それから、担当の課長の答弁にも今いただきましたように、これからじゃあ施設利用料、これを今後どうするか、こういったことも庁内で当然のことを話しして、そして指定管理を受けているところとも話の上でこれからどうするかということが決まっていくと思いますけれども、最後に21年度、これは私、今まだ20年度ですので、できればやっぱり21年度から、特に今何回も言いますが、あぐり窪川のほうもこれだけの1,194万円の施設利用料を払って経営をしようとしておりますので、できれば協定書のこともあります

けれども、とおわ道の駅も２１年度からそういったことも、金額がちょっと先ほどの答弁では出ませんでしたけれども、恐らく４００万円ぐらいかな、５億５，０００万円ですから、はっきり確定な金額はわかりませんが、そこあたりの金額であればやっぱりいただいて、もしそれで赤字であれば、やはりこの当初予算にあるように、指定管理料を使って補填をすると、そういった方向にぜひとも今後甲の施設の指定管理については、進めたいので、最後にその点、２１年度からできるかどうか、お答えできれば、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） ２１年度からどうかということで、はっきり確約はできませんけれども、できるだけそういう方向で取り組んでみたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

７番橋本保君。

○７番（橋本 保君） ２点についてちょっとお伺いしたいと思います。

ページ３６ページと３８ページに載っている、これは補償補填の事故による賠償金の件です。それから、公用車交通事故等の賠償金、これは何を想定をしているのかなと、こう思うのですが、それともう一点です。

ページが３６ページとそれから１０６ページにある登記事務嘱託職員の件ですが、これ２つ出てます。これは以前大正と窪川に置かれているということだったかなというふうに思っておりますが、十和も非常に登記が進んでいないという状況があるわけですが、その辺について、内容について、どういう状況の中で大正と窪川に置かれて、十和のほうではそういう事務がなかなか進んでいかないのかなということがあります。その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） お答えします。

３６ページの２２節の補償賠償金の項でございます。事故等による賠償金ということで、一般質問でも質問がございました。その一般質問では、補償対象になりませんでしたけれども、補償対象になる事故もあります。グレーチングがはね上がって車に当たったと、町が公道の手当てをしてなかったということで事故になって、それについては、町の負担となるということで、支払いをすることになります。その経費に充てるために１００万円加えてもろうています。これは歳入のほうで後ほど補償等組合のほうからの歳入があ

るということです。

○議長（山岡義正君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

登記の嘱託職員の件でございますが、この174万円につきましては、本庁分と十和地域の主に道路改良に係る登記事務の嘱託職員として雇い入れておるものでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 保険については、いわゆる一時立てかえて支払うと、保険のほうでおりてくるからということですね。はい、わかりました。

登記事務の関係ですが、職員はあれです、窪川じゃなくて、十和へ今度はということではなくて、どこに置かれているんです、その職員は。

○議長（山岡義正君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 本庁も十和のほうも今までやっておった方がいなくなったということで、平成20年度から嘱託職員として雇っておりますが、本庁のほうに置きまして、在籍は本庁のほうでございますが、十和のほうへも出向いて一緒にやっておるところでございます。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 今十川小学校の前の県道ですか、あそこを今工事をしてるんですけど、もう当然、以前に町のほうには、町のほうが買い上げはしてるんですけど、その登記の事務ができてない関係で、非常に困っているというか、一時中断しているような状況が出てきているんですね。そういう中で、やっぱり町が買い上げた、例えば土地とか、あるいは町道なんかについては、やっぱり早急にそういう登記事務をやっていく必要があるんじゃないかなというふうに今思うがです。そういう関係で、非常にそういう事務の方がなかなかおらんということですけど、やっぱり大正には以前おったというような話もあったかなというふうに思うがですが、もう既にあれです、退職をされてそういう事務はやられてないんですか。それで、そういうような形の中で、非常に進んでいない状況がありますので、ぜひともやっぱりこれは配置をしながらやっていく必要があるんじゃないかと思いますので、その辺について強力にこういう事務を取り扱いをしていただきたいなというふうに思ってます。

○議長（山岡義正君） 清水大正総合支所長。

○大正総合支所長兼地域振興課長（清水正一君） 関連でございますが、大正地区の登記事務の関係の予算は、36ページの1の報酬のところに……

（7番橋本 保君「ありますか」と呼ぶ）

ここで大正地域の先ほど言われました登記事務等の関係を行っております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 大体終わりに近づいたかと思えますけれど、簡単に基本的なことで、2点だけ歳入のほうでお伺いしてみたいと思います。

まず、特別交付税ですが、今回5,000万円減額ということでございますが、その理由と、そして特別交付税については、基本的には、多分財政の方もどこにどの特別交付税が入っておるのか、私も以前どっかの質疑でも聞きましたけれども、わからんというところがあると聞いております。ということで、基本的に当初予算に特別交付税を盛るべきかどうかという議論がございます。これは必要あるから盛っておると思うんですけども、基本的にどういう理由でここへ上げてきたのか。

それともう一点は、非常に私心配なのは、過疎債とそれから地方債の分ですけれども、辺地債、この21年度をもって終わります。先ほどちょっと概略計算しましたら、地方債の中に約17%、総額の中の17%は辺地債、そして過疎債が含まれております。辺地債はもとより、非常に過疎債は、うちの町村にとって非常に重要な財源と言ったら語弊があるかもしれませんが、大事な過疎債でございますけれども、どうも県のほうも陳情したり、いろいろ国のほうに陳情しておられるようですけれども、その動向というのは、私わかりませんけれども、その国のほうの動向は、多分延長されるんじゃないかなと思いますけれども、動向はどうか。

そしてまた、いずれ過疎債がなくなれば、辺地債と、なくなることはないと思いますけれども、代替として、これはいろんな特例債のほうに食い込んでくると。しかしながら、特例債はなかなか最近では要件が厳しくなって、なかなか過疎債のように適用されんのではないかなと危惧しておりますけれども、現在特例債の総額は、多分合併のときに90.4億円ではなかったかなと思っております。その半額の45.2億円を目指して——目指してるといいますか、それぐらいを使用領域にしようということで一定の枠ができとると思うんですけども、そういった場合の影響ですね。今現在特例債は幾らで、そしてまた仮に過疎債、それから辺地債がなくなった場合、どれぐらい特例債のほうに切り込んでいか

なければならないのか、その点だけ、基本的なことだけ教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山脇財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） 歳入の特別交付税についてお答えいたします。

特別交付税は、普通交付税で算定し切れない特殊財政需要に基づいて算定される特別交付税でありまして、地方財政状況調査では、臨時的な収入となります。普通交付税で算定されるルール分については、あらかじめ見当がつくわけでありまして、平成21年度当初予算で編成しました分において、普通交付税では算定し切れない部分が相当なものも見込まれます。

また、普通交付税で算定されないもので、特別交付税のみで算定されるもの、部分が相当ございます。そういうものも含めて毎年特別交付税の見込み、もう全くのこれ見込みでありまして、今回平成18年度から3年間、合併包括措置という特別交付税で合併団体の支援がございました。18年度は2億600万円、19年度が1億5,000万円、20年度は1億647万円ですか、これについて21年度は全くなりません。これは合併団体すべてがそうでございます。それで、20年度の見込みを5億円から5億5,000万円と見込みまして、1億円何がしを差し引いた分の4億円を今回計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 16番議員のご質問ですが、過疎法の関係です。いわゆる過疎法もこれまで制度を変えながら3回ですか、議員立法でやってきて、あとその期限を迎えるということで、地方六団体含めその議員立法に向けて運動を現在しております。高知県の場合にも、関係する市町村、皆過疎地域も含めてずっとこれまで去年の段階ですか、お勉強会などしながら運動もしてきたところであるわけなのですが、一つ変わるの、いわゆる10年たって次の段階には、新たな考え方をしないと、同じ制度でなかなかいけないところもあります。そういったことで、手を変え品をかえということもあるわけなのですが、今回の多くの大きな違いでは、県のほうも過疎地域といいますか、全体を含めて県も一緒になって事業ができるような形ということもつけ加えながら運動もしておるところです。現実、地方の厳しい財政状況は変わらないというところで、この制度がなくなるということは、ある意味ではあり得ない現状といいますか、財政上にも安定できない将

来設計できませんので、そういう意味では、何らかの形で国のほうもこの制度にはのせていけるのではないかというふうには理解をしております。運動については、地方団体含めて、それから議員、職員も含めて一緒に取り組んでいく必要があろうかというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 山脇財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） すみません、過疎債と合併特例債のことで引き続きお答えさせていただきます。

合併特例事業債につきましては、議員おっしゃられるとおり、まちづくり建設事業部の90億3,900万円に対して合併特例債が85億8,790万円の限度額でございます。まちづくり基金は除きますけど、85億8,700万円の合併特例事業債、これにつきまして、総合振興計画、前期実施計画、それから、合併特例債は平成27年度までということも勘案しまして、ざっと計算しますと、合併特例債では40億円、46億円ぐらいの今計画でございます。それで過疎債がもしなくなりますと、同じく交付税算入が、70%の過疎債がなくなりますと、合併特例債へ移行をするわけですが、毎年の道路建設事業でも3億円、4億円の過疎債で対応させていただいておりますので、まず27年度までは、合併特例債での対応も可能かと思われませんが、議員おっしゃられるとおり、合併特例債も合併後のまちづくりに資する事業でありますので、単なる道路の改良だけには、合併特例債があつてはできませんので、引き続いた過疎自立促進法に基づいて国にも要求して過疎債、辺地債を引き続いて法を継続した措置を残していただくように、要望はしております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 私ども悲観はしておりませんが、若干楽観的に、仮に過疎債がなくなったら、これうちがやなくて、もう高知県全体が大ごとになりますんで、引き続き延長をされるだろうと期待しておりますけれども、万が一ということも考えて、その特例債に影響はどれぐらいあるかということでお聞きしたのですが、よくわかりました。

それと、冒頭に聞くべきだったかと思いますが、これも毎年出てきますけれども、ことは地方交付税がかなりの増額であったということでございますけれども、いわゆる留保財源、これは留保的財源というふうですけれども、留保的財源は幾らぐらい現在予想されておるのか、この点だけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（山岡義正君） 山脇財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） 普通交付税ですが、全国ベースで2.7%の増でございまして、本町の方で、まだ国の単位費用とかも本来ならば12月末なり1月初めで示される単位費用とかについても全く示されておらず、国自体も算定がおくれている状態のようでございます。本町で試算するところでは、留保財源、留保的財源を1億円から1億5,000万円を見込んで当初予算に計上をさせていただいております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

17番戸田健彦君。

○17番（戸田健彦君） 他の議員がもう終わりに近づいたと言って、私ももう細かいことは聞きませんので、ページ数は言いません。

先ほど質問の中でありましたし、一般質問の中あったんですが、仁井田小学校と影野小学校の合併と、それから両保育園のいわゆるどちらにするかというような議論が今盛んであります。私もそれぞれの地域から聞かれまして、多分小学校の説明会では、影野のほうは相当紛糾し、仁井田のほうはさほど意見が出なかったということじゃないかというように思います。それから、保育園もやはり今までの経緯はありますし、前田町長もよく当時の件についてはご存じだと思いますが、残すという方向だというように聞いておりますから、やはり私は両方の総代さんがこの間も五、六人来まして、そのように言ったんですが、私は、やっぱり両方のPTA、総代会、それから保護者会集めて、やはり保育園をとるのか、小学校をとるのかというような議論に終始するというように私は判断をいたしております。特に影野の方々には言うておりますのは、やはり町長のほうには要望して、特老をどうするのかということについても、相当関心があるわけですから、やはり特老の状況もどういうふうにしていくかということも考えてみれば、私の私見ですが、やはり特老が永続的にあそこにある程度のレベルであるということならば、保育園があそこにセットしてあるというのが望ましいんじゃないかというように私は影野地区の住民には話したとございました。そういう観点からいいますと、教育委員会もやっぱり町長部局と話し合いながら、やはり影野地区なり、仁井田地区なりがどういう将来像を描けるかということについても、やはり提案をしながらやっていかないと、合意を得られないというように思いますので、そのようにしてもらいたい。

また、その意向があるかどうかもお聞きしたいと思います。

それともう一つ、林業振興も、私先ほどの……。

○議長（山岡義正君） 17番議員、予算に関連したことにしてください。一般会計で予算のほうにお願いします。

○17番（戸田健彦君） 予算ですよ。だから、ページ数言いましょうか。先ほど言いましたように細かいことはというように言って、いや、だからそれやったら、あんた炭窯も聞きよったから、だからひとつ総体的に聞いております。

それから、先ほど言いました田辺政策監は、今度退職になられるというように私聞きましたが、その間、やっぱり林業振興の川上から川下までの一つの川上の部分にはある程度の目途をつけたのではないかというように思います。したがって、これは町長のほうにもひとつ努力してもらわないかんのは、六反地の森連が廃止、統合移転もあるやに聞いておりますし、それから民間の市場が窪川につくるという方向の話も私伺っております。そこで、やっぱり川上から川下までの林業振興を図るためには、やっぱり市場をどうするか、それからやっぱり森林組合の合併についてどういう基準で合併させるのかというようなことをきちっと明確にする必要があるというように思っております、これも常任委員会の中で、やっぱりそれは町長部局の考えることだということになって終わりましたから、改めて聞きたいということです。それがすべての予算執行に大きくかかわってくるものですから、そのように考えて答弁をお願いしたいと。

ほかには、そしたら2問目に細かい数字言いますわ、長くなるから。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 最初のお話の影野小学校、保育園等の関連につきましては、当初予算には全く計上してない事柄でもありまして、これはこれでお話は承りましたが、別のまで議論をすべき事柄ではないかというふうに思っております。

それから、林業関係につきましては、ご質問の焦点がちょっと私も図りかねているところがございすけれども、やはり川上から川下まで一貫した林業振興体系というものは、構築をしていかんといかんだらうというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 林業関係の予算にも伴ってますが、議員さんおっしゃるとおり、町長申したとおり、川上から川下までということで、21年度予算につきましては、とりあえず六反地の市場の整備というふうに計上させていただいてます。どうしてかって言いましたら、大変市場自体の整備がおくれてまして、フォークリフトだけで集荷といたしますか、極立てをしている状況です。それで、やはりロングアームのグラップル等を

利用してもっと生産性を上げなくては、当然市場として生き残れませんし、議員さんおっしゃるように、ほかの森連だけの出荷やなしに、民間の企業等も進出を目指しておりますので、町として、やはり市場の整備は大事であるにとらえております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第５５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５５号平成２１年度四万十町一般会計予算を採決します。

議案第５５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

午後４時４１分 延会